



30原機(大安)002

平成30年4月6日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
所長 塩月 正

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて（連絡）

平成30年1月22日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成30年4月1日付け組織名称変更、人事異動等に伴い、同日から読み替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 <u>大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー</u> 原 子 力 事 業 者 防 災 業 務 計 画	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 <u>大 洗 研 究 所</u> 原 子 力 事 業 者 防 災 業 務 計 画	組織名称変更
平成30年1月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 <u>大 洗 研 究 開 発 セ ン タ ー</u>	平成30年1月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 <u>大 洗 研 究 所</u>	組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
目 次	目 次	
第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・・・・・・1	第1節 原子力事業者防災業務計画の目的・・・・・・・・・・・・・1	
第2節 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	第2節 定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針・・・・・・・・・・・・・3	第3節 原子力事業者防災業務計画実施の基本方針・・・・・・・・・・・・・3	
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・・・・・・3	第4節 原子力事業者防災業務計画の運用・・・・・・・・・・・・・3	
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・・・・・・4	第5節 原子力事業者防災業務計画の修正・・・・・・・・・・・・・4	
第2章 原子力災害事前対策の実施・・・・・・・・・・・・・5	第2章 原子力災害事前対策の実施・・・・・・・・・・・・・5	
第1節 原子力防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・5	第1節 原子力防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・5	
1. 原子力防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	1. 原子力防災組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
2. 原子力防災要員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	2. 原子力防災要員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務・・・・・・・・・・・・・6	3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務・・・・・・・・・・・・・6	
第2節 原子力防災組織の運営・・・・・・・・・・・・・6	第2節 原子力防災組織の運営・・・・・・・・・・・・・6	
1. 現地対策本部等の設置及び解散・・・・・・・・・・・・・6	1. 現地対策本部等の設置及び解散・・・・・・・・・・・・・6	
2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
3. 原子力防災要員等の招集・・・・・・・・・・・・・8	3. 原子力防災要員等の招集・・・・・・・・・・・・・8	
4. 通報連絡の経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	4. 通報連絡の経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・・・・・・・・・・・・・8	第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・・・・・・・・・・・・・8	
1. 放射線測定設備の設置及び検査・・・・・・・・・・・・・8	1. 放射線測定設備の設置及び検査・・・・・・・・・・・・・8	
2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備・・・・・・・・・・・・・8	2. 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の整備・・・・・・・・・・・・・8	
3. 活動拠点施設及び避難場所の整備・・・・・・・・・・・・・9	3. 活動拠点施設及び避難場所の整備・・・・・・・・・・・・・9	
4. 緊急時医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	4. 緊急時医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
5. 機構対策本部の仕様等・・・・・・・・・・・・・10	5. 機構対策本部の仕様等・・・・・・・・・・・・・10	
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の選定・・・・・・・・・・・・・10	6. 原子力事業所災害対策支援拠点の選定・・・・・・・・・・・・・10	
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備・・・・・・・・・・・・・10	第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備・・・・・・・・・・・・・10	
1. O F C等に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・10	1. O F C等に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・10	
2. 緊急時対策所に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・10	2. 緊急時対策所に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・10	
3. 機構対策本部に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・11	3. 機構対策本部に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・11	
4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・11	4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料・・・・・・・・・・・・・11	
第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・11	第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・11	
1. 原子力防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	1. 原子力防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	
2. 原子力防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2. 原子力防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	
第6節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・12	第6節 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・12	
1. 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	1. 国との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	
2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・・12	2. 地方公共団体との連携・・・・・・・・・・・・・12	
3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・13	3. 防災関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・13	
4. O F C及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携・・・・・・・・・・・・・13	4. O F C及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携・・・・・・・・・・・・・13	
5. 原子力緊急事態支援組織との連携・・・・・・・・・・・・・13	5. 原子力緊急事態支援組織との連携・・・・・・・・・・・・・13	
第7節 事業所外運搬事故における事前措置・・・・・・・・・・・・・13	第7節 事業所外運搬事故における事前措置・・・・・・・・・・・・・13	
1. 事業所外運搬事故における事前措置・・・・・・・・・・・・・13	1. 事業所外運搬事故における事前措置・・・・・・・・・・・・・13	
2. 事業所外運搬事故における体制整備・・・・・・・・・・・・・14	2. 事業所外運搬事故における体制整備・・・・・・・・・・・・・14	
第3章 緊急事態応急対策等の実施・・・・・・・・・・・・・15	第3章 緊急事態応急対策等の実施・・・・・・・・・・・・・15	
第1節 初期対応・・・・・・・・・・・・・15	第1節 初期対応・・・・・・・・・・・・・15	
1. 現地対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・15	1. 現地対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・15	
2. 通報連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	2. 通報連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	
3. 情報の収集と提供・・・・・・・・・・・・・15	3. 情報の収集と提供・・・・・・・・・・・・・15	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
4. 大洗研究開発センター 外関係機関との連絡方法・・・16	4. 大洗研究所 外関係機関との連絡方法・・・16	組織名称変更
5. 通話制限・・・16	5. 通話制限・・・16	
6. 機構対策本部の活動・・・16	6. 機構対策本部の活動・・・16	
7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・・16	7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動・・・16	
8. 原子力緊急事態支援組織の活動・・・16	8. 原子力緊急事態支援組織の活動・・・16	
第2節 応急措置・・・16	第2節 応急措置・・・16	
1. 応急措置の実施計画・・・16	1. 応急措置の実施計画・・・16	
2. 応急措置の実施・・・17	2. 応急措置の実施・・・17	
3. 事業所外運搬における応急措置・・・19	3. 事業所外運搬における応急措置・・・19	
4. 応急措置の実施報告・・・19	4. 応急措置の実施報告・・・19	
5. 原子力防災要員等の派遣・・・19	5. 原子力防災要員等の派遣・・・19	
第3節 緊急事態応急対策・・・20	第3節 緊急事態応急対策・・・20	
1. 緊急事態該当時の対応・・・20	1. 緊急事態該当時の対応・・・20	
2. 内閣府対策本部等への報告方法・・・20	2. 内閣府対策本部等への報告方法・・・20	
3. 応急措置の継続実施・・・20	3. 応急措置の継続実施・・・20	
4. 事業所外運搬事故における対策・・・20	4. 事業所外運搬事故における対策・・・20	
5. 原子力防災要員等の派遣・・・20	5. 原子力防災要員等の派遣・・・20	
第4章 原子力災害中長期対策・・・22	第4章 原子力災害中長期対策・・・22	
第1節 緊急事態応急対策等の報告・・・22	第1節 緊急事態応急対策等の報告・・・22	
第2節 復旧対策・・・22	第2節 復旧対策・・・22	
1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施・・・22	1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施・・・22	
2. 被災者の相談窓口の設置・・・22	2. 被災者の相談窓口の設置・・・22	
3. 現地対策本部の解散・・・22	3. 現地対策本部の解散・・・22	
4. 原因究明と再発防止対策の実施・・・22	4. 原因究明と再発防止対策の実施・・・22	
5. 原子力防災要員等の派遣・・・22	5. 原子力防災要員等の派遣・・・22	
第5章 その他・・・24	第5章 その他・・・24	
第1節 他の原子力事業者への協力・・・24	第1節 他の原子力事業者への協力・・・24	
参考資料・・・25	参考資料・・・25	
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴・・・26	原子力事業者防災業務計画改訂の履歴・・・26	
別図、別表、様式一覧	別図、別表、様式一覧	
別図－1(1) 大洗研究開発センター 原子力防災組織（現地対策本部の体制）・・・27	別図－1(1) 大洗研究所 原子力防災組織（現地対策本部の体制）・・・27	組織名称変更
別図－1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織・・・28	別図－1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織・・・28	
別図－2(1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路・・・29	別図－2(1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路・・・29	
別図－2(2) 大洗研究開発センター 外通報連絡系統・・・30	別図－2(2) 大洗研究所 外通報連絡系統・・・30	組織名称変更
別図－2(3) 大洗研究開発センター 内通報連絡系統・・・31	別図－2(3) 大洗研究所 内通報連絡系統・・・31	組織名称変更
別図－3 大洗研究開発センター 敷地周辺の放射線測定設備・・・32	別図－3 大洗研究所 敷地周辺の放射線測定設備・・・32	組織名称変更
別図－4 原子力防災資機材の保管場所・・・33	別図－4 原子力防災資機材の保管場所・・・33	
別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所・・・34	別図－5 緊急時対策所（現地対策本部）及び現場指揮所・・・34	
別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置・・・35	別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置・・・35	
別表－1 原災法に係る対象施設・・・36	別表－1 原災法に係る対象施設・・・36	
別表－2 原子力防災要員の職務と配置・・・37	別表－2 原子力防災要員の職務と配置・・・37	
別表－3 原子力防災管理者の代行順位・・・38	別表－3 原子力防災管理者の代行順位・・・38	
別表－4 放射線測定設備の種類・・・39	別表－4 放射線測定設備の種類・・・39	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）		読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）		理 由	
別表－ 5	原子力防災資機材一覧・・・・・・・・・・・・・・ 40	別表－ 5	原子力防災資機材一覧・・・・・・・・・・・・・・ 40	組織名称変更	
別表－ 5 (1)	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器・・・・・・・・・・・・・・ 41	別表－ 5 (1)	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器・・・・・・・・・・・・・・ 41		
別表－ 6	機構対策本部の原子力防災関連資機材　・・・・・・・・・・・・・・ 42	別表－ 6	機構対策本部の原子力防災関連資機材　・・・・・・・・・・・・・・ 42		
別表－ 7	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材・・・・・・・・・・・・・・ 42	別表－ 7	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材・・・・・・・・・・・・・・ 42		
別表－ 8	<u>大洗研究開発センター</u> の緊急時応急対策等の活動で使用する施設・・・・・・・・・・・・・・ 43	別表－ 8	<u>大洗研究所</u> の緊急時応急対策等の活動で使用する施設・・・・・・・・・・・・・・ 43		
別表－ 9	気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・ 43	別表－ 9	気象観測設備・・・・・・・・・・・・・・ 43		
別表－10	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・・・・・・・・・・・ 43	別表－10	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・・・・・・・・・・・ 43		
別表－11	原子力事業所災害対策支援拠点の場所　・・・・・・・・・・・・・・ 44	別表－11	原子力事業所災害対策支援拠点の場所　・・・・・・・・・・・・・・ 44		
別表－12	原子力災害対策活動で使用する資料・・・・・・・・・・・・・・ 45	別表－12	原子力災害対策活動で使用する資料・・・・・・・・・・・・・・ 45		
別表－13 (1)	<u>大洗研究開発センター</u> における原子力防災教育の内容　・・・・・・・・・・・・・・ 46	別表－13 (1)	<u>大洗研究所</u> における原子力防災教育の内容　・・・・・・・・・・・・・・ 46		
別表－13 (2)	機構本部における原子力防災教育の内容　・・・・・・・・・・・・・・ 46	別表－13 (2)	機構本部における原子力防災教育の内容　・・・・・・・・・・・・・・ 46		
別表－14	原子力防災訓練の内容・・・・・・・・・・・・・・ 47	別表－14	原子力防災訓練の内容・・・・・・・・・・・・・・ 47		
別表－15 (1)	特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与・・・・・・・・・・・・・・ 48	別表－15 (1)	特定事象応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与・・・・・・・・・・・・・・ 48		
別表－15 (2)	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与・・・・・・・・・・・・・・ 49	別表－15 (2)	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与・・・・・・・・・・・・・・ 49		
別表－15 (3)	原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与・・・・ 50	別表－15 (3)	原子力災害中長期対策における原子力防災要員等の派遣、資機材等の貸与・・・・ 50		
別表－16	原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・・・・・ 51	別表－16	原子力緊急事態支援組織・・・・・・・・・・・・・・ 51		
別表－17	原子力災害対策指針に基づく警戒事象・・・・・・・・・・・・・・ 53	別表－17	原子力災害対策指針に基づく警戒事象・・・・・・・・・・・・・・ 53		
別表－18	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及びE A L・・・・・・・・・・・・・・ 57	別表－18	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及びE A L・・・・・・・・・・・・・・ 57		
別表－19	原災法第 15 条第 1 項に基づく通報基準及びE A L・・・・・・・・・・・・・・ 67	別表－19	原災法第 15 条第 1 項に基づく通報基準及びE A L・・・・・・・・・・・・・・ 67		
様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 74	様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 74	組織名称変更	
様式 2	原子力防災要員現況届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 75	様式 2	原子力防災要員現況届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 75		
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 76	様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 76		
様式 4	放射線測定設備現況届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 77	様式 4	放射線測定設備現況届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 77		
様式 5	原子力防災資機材現況届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 78	様式 5	原子力防災資機材現況届出書　・・・・・・・・・・・・・・ 78		
様式 6	防災訓練実施結果報告書　・・・・・・・・・・・・・・ 79	様式 6	防災訓練実施結果報告書　・・・・・・・・・・・・・・ 79		
様式 7－1	警戒事態該当事象発生連絡　・・・・・・・・・・・・・・ 80	様式 7－1	警戒事態該当事象発生連絡　・・・・・・・・・・・・・・ 80		
様式 7－2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡・・・・・・・・・・・・・・ 81	様式 7－2	警戒事態該当事象発生後の経過連絡・・・・・・・・・・・・・・ 81		
様式 8－1	特定事象発生通報　・・・・・・・・・・・・・・ 82	様式 8－1	特定事象発生通報　・・・・・・・・・・・・・・ 82		
様式 8－2	特定事象発生通報　・・・・・・・・・・・・・・ 83	様式 8－2	特定事象発生通報　・・・・・・・・・・・・・・ 83		
様式 9－1	応急措置の概要・・・・・・・・・・・・・・ 84	様式 9－1	応急措置の概要・・・・・・・・・・・・・・ 84		
様式 9－2	応急措置の概要　・・・・・・・・・・・・・・ 85	様式 9－2	応急措置の概要　・・・・・・・・・・・・・・ 85		
第 1 章　総　則		第 1 章　総　則			組織名称変更
第 1 節　原子力事業者防災業務計画の目的		第 1 節　原子力事業者防災業務計画の目的			
この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。） <u>大洗研究開発センター</u> のうち、原災法第 2 条第 3 号に該当する原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。 別表－ 1 に原災法に係る対象施設を示す。 なお、 <u>大洗研究開発センター</u> が包含する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）に基づく許可事業所名は、参考資料のとおりである。		この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。） <u>大洗研究所</u> のうち、原災法第 2 条第 3 号に該当する原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に関し、円滑かつ適切な遂行を図ることを目的とする。 別表－ 1 に原災法に係る対象施設を示す。 なお、 <u>大洗研究所</u> が包含する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）に基づく許可事業所名は、参考資料のとおりである。			

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
第2節 定義	第2節 定義	
この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。	この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。	
1. 原子力災害 原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。	1. 原子力災害 原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。	
2. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） 防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。	2. 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） 防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。	
3. 警戒事象 その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。	3. 警戒事象 その時点では、公衆への放射線による影響やおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。	
4. 特定事象 原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に定める事象をいう。	4. 特定事象 原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に定める事象をいう。	
5. 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で大洗研究開発センター外へ放出された事態をいう。ただし、大洗研究開発センター外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。	5. 原子力緊急事態 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で大洗研究所外へ放出された事態をいう。ただし、大洗研究所外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。	組織名称変更 組織名称変更
6. 原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。	6. 原子力災害事前対策 原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策をいう。	
7. 応急措置 大洗研究開発センターにおいて、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。	7. 応急措置 大洗研究所において、特定事象が発生した場合に、原子力防災管理者が原子力防災組織に行わせる原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。	組織名称変更
8. 原子力緊急事態宣言 原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。	8. 原子力緊急事態宣言 原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。	
9. 原子力緊急事態解除宣言 原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。	9. 原子力緊急事態解除宣言 原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。	
10. 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。	10. 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があった時から、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下同じ。）の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。	
11. 原子力災害中長期対策 原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。	11. 原子力災害中長期対策 原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。	
12. 原子力防災管理者 原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、大洗研究開発センターの所長とする。	12. 原子力防災管理者 原災法第9条第2項に定める原子力防災組織を統括するものとし、大洗研究所の所長とする。	組織名称変更
13. 原子力事業者 次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。 イ 規制法第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者 ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者 ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者 ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者 ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者 ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）	13. 原子力事業者 次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。 イ 規制法第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者 ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者 ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者 ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者 ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者 ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
14. 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。 15. 指定行政機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。 16. 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する機関をいう。 17. 所在都道府県 <u>大洗研究開発センター</u>が所在する茨城県をいう。 18. 所在市町村 <u>大洗研究開発センター</u>が所在する大洗町及び鉾田市をいう。 19. 関係周辺市町村 <u>大洗研究開発センター</u>に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき<u>大洗研究開発センター</u>の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。 20. 緊急時対策所 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項第1号に規定する原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、<u>大洗研究開発センター</u>に設置する緊急事態応急対策及び原子力中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。 21. 原子力施設事態即応センター 原災法命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとして、機構本部に設置する機構本部緊急時対策室をいう。 22. 統合原子力防災ネットワーク 原災法命令第2条第2項第6号に規定する緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）（以下「OFC」という。）を接続する情報通信ネットワークをいう。 23. テレビ会議システム 内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムをいう。 24. 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点となる原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所をいう。 25. 原子力緊急事態支援組織 原災法命令第2条第2項第7号に規定する放射性物質の汚染等により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。 第3節～第5節 略 第2章 原子力災害事前対策の実施 原子力災害の発生を未然に防止するため、規制法等に基づき、原子力施設の設計、建設、運転の各段階及び核燃料物質等の事業所外運搬において、多重防護の考えにより安全を確保するとともに、平常時から原子力防災体制、原子力災害現地対策本部の運営、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて関係機関との事故時の連絡体制等以下の各項目等に関連する密接な連携、放射線測定設備及び原子力防災資機材、防災教育、防災訓練等の原子力災害事前対策について整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。 第1節 原子力防災体制の整備	14. 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。 15. 指定行政機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。 16. 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する機関をいう。 17. 所在都道府県 <u>大洗研究所</u>が所在する茨城県をいう。 18. 所在市町村 <u>大洗研究所</u>が所在する大洗町及び鉾田市をいう。 19. 関係周辺市町村 <u>大洗研究所</u>に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につき<u>大洗研究所</u>の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。 20. 緊急時対策所 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項第1号に規定する原子力防災組織の活動拠点となる対策所として、<u>大洗研究所</u>に設置する緊急事態応急対策及び原子力中長期対策の実施を統括管理するための施設をいう。 21. 原子力施設事態即応センター 原災法命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための原子力施設事態即応センターとして、機構本部に設置する機構本部緊急時対策室をいう。 22. 統合原子力防災ネットワーク 原災法命令第2条第2項第6号に規定する緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）（以下「OFC」という。）を接続する情報通信ネットワークをいう。 23. テレビ会議システム 内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムをいう。 24. 原子力事業所災害対策支援拠点 原災法命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点となる原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所をいう。 25. 原子力緊急事態支援組織 原災法命令第2条第2項第7号に規定する放射性物質の汚染等により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。 第3節～第5節 変更なし 第2章 原子力災害事前対策の実施 原子力災害の発生を未然に防止するため、規制法等に基づき、原子力施設の設計、建設、運転の各段階及び核燃料物質等の事業所外運搬において、多重防護の考えにより安全を確保するとともに、平常時から原子力防災体制、原子力災害現地対策本部の運営、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて関係機関との事故時の連絡体制等以下の各項目等に関連する密接な連携、放射線測定設備及び原子力防災資機材、防災教育、防災訓練等の原子力災害事前対策について整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。 第1節 原子力防災体制の整備	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
1. 原子力防災組織 （1）原子力防災組織の設置 原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として現地対策本部を設置する。 （2）原子力防災組織の構成 現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。 別図－1 (1)に<u>大洗研究開発センター</u>原子力防災組織（現地対策本部の体制）を示す。 （3）機構本部 理事長は、<u>大洗研究開発センター</u>が行う原子力災害対策活動を支援するとして機構対策本部を組織するとともに、必要に応じて<u>大洗研究開発センター</u>の支援組織として敦賀事業本部及び<u>大洗研究開発センター</u>以外の事業所等に支援本部を組織する。 ① 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部の組織を整備する。 ② 機構対策本部は、この計画に従い本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために現地対策本部が行う対策活動を支援する。 ③ 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制の発令をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。 別図－1 (2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。 2. 原子力防災要員 （1）原子力防災要員の配置 原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。 （2）原子力防災要員の選任 原子力防災管理者は、<u>大洗研究開発センター</u>原子力防災組織の構成員の中から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表－2に定める業務を行う。 （3）原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておく。 ① E R C、O F C並びに茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及び原子力緊急時支援・研修センターの実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策への協力 ② 他の原子力事業者に係る緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策への協力 （4）原子力防災要員の現況届 理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に届け出る。 3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務 （1）原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 ① 原子力防災組織の統括 ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施 ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力 なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。 （2）副原子力防災管理者の選任 ① 原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させるため複数の副原子力防災管理者を置く。	1. 原子力防災組織 （1）原子力防災組織の設置 原子力防災管理者は、この計画に従い、原子力災害の発生を未然に防止するための平常時の対策を講じておくとともに、原子力災害が発生した場合に、その拡大防止及び復旧を図るために必要な業務を行う原子力防災組織として現地対策本部を設置する。 （2）原子力防災組織の構成 現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下「原子力防災要員等」という。）で構成する。 別図－1 (1)に<u>大洗研究所</u>原子力防災組織（現地対策本部の体制）を示す。 （3）機構本部 理事長は、<u>大洗研究所</u>が行う原子力災害対策活動を支援するとして機構対策本部を組織するとともに、必要に応じて<u>大洗研究所</u>の支援組織として敦賀事業本部及び<u>大洗研究所</u>以外の事業所等に支援本部を組織する。 ① 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部の組織を整備する。 ② 機構対策本部は、この計画に従い本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために現地対策本部が行う対策活動を支援する。 ③ 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制の発令をした場合、指定行政機関等と連携して緊急事態応急対策等を実施する。 別図－1 (2)に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。 2. 原子力防災要員 （1）原子力防災要員の配置 原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるために、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。 （2）原子力防災要員の選任 原子力防災管理者は、<u>大洗研究所</u>原子力防災組織の構成員の中から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は、原子力災害が発生した場合、直ちに別表－2に定める業務を行う。 （3）原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておく。 ① E R C、O F C並びに茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及び原子力緊急時支援・研修センターの実施する緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策への協力 ② 他の原子力事業者に係る緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策への協力 （4）原子力防災要員の現況届 理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、その現況について、置いた日又は変更の日から7日以内に、様式2によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に届け出る。 3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務 （1）原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。 ① 原子力防災組織の統括 ② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 ④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施 ⑤ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策の実施 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力 なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。 （2）副原子力防災管理者の選任 ① 原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させるため複数の副原子力防災管理者を置く。	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
② 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が<u>大洗研究開発センター</u>に不在の際は、別表－ 3 に定める代行順位に従い原子力防災管理者の職務を代行する。 ③ 代行する副原子力防災管理者が不在の場合は、あらかじめ指名された他の副原子力防災管理者から別表－ 3 に定める代行順位に従い、原子力防災組織を統括する。 （3）原子力防災管理者等の選解任届 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から 7 日以内に、様式 3 によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に届け出るものとする。	② 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が<u>大洗研究所</u>に不在の際は、別表－ 3 に定める代行順位に従い原子力防災管理者の職務を代行する。 ③ 代行する副原子力防災管理者が不在の場合は、あらかじめ指名された他の副原子力防災管理者から別表－ 3 に定める代行順位に従い、原子力防災組織を統括する。 （3）原子力防災管理者等の選解任届 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から 7 日以内に、様式 3 によって原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長に届け出るものとする。	組織名称変更
第 2 節 原子力防災組織の運営	第 2 節 原子力防災組織の運営	
1. 現地対策本部等の設置及び解散	1. 現地対策本部等の設置及び解散	
（1） 現地対策本部の設置	（1） 現地対策本部の設置	
① 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した若しくは発生するおそれがある場合、直ちに <u>大洗研究開発センター</u> 内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに <u>大洗研究開発センター</u> に現地対策本部を設置する。	① 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した若しくは発生するおそれがある場合、直ちに <u>大洗研究所</u> 内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を一斉放送又は緊急連絡システムで招集し、速やかに <u>大洗研究所</u> に現地対策本部を設置する。	組織名称変更 組織名称変更
② 現地対策本部は、別図－1 (1) に示す原子力防災組織で構成する。	② 現地対策本部は、別図－1 (1) に示す原子力防災組織で構成する。	
③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。	③ 原子力防災管理者は、現地対策本部長としてその職務を遂行する。	
④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安全・核セキュリティ統括部長を経由して理事長に報告する。	④ 現地対策本部長は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安全・核セキュリティ統括部長を経由して理事長に報告する。	
（2）機構対策本部の設置	（2）機構対策本部の設置	
① 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力防災管理者から <u>大洗研究開発センター</u> 内に防災体制を発令した報告を受けた場合、直ちに理事長に報告し、警戒事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置する。	① 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力防災管理者から <u>大洗研究所</u> 内に防災体制を発令した報告を受けた場合、直ちに理事長に報告し、警戒事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置する。	組織名称変更
② 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長から受けた報告の内容が特定事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置し、統括管理する。	② 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長から受けた報告の内容が特定事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置し、統括管理する。	
別図－1 (2) に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。	別図－1 (2) に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。	
（3）現地対策本部の解散	（3）現地対策本部の解散	
現地対策本部長は、次の①から④に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。	現地対策本部長は、次の①から④に掲げる状態となった場合、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力災害現地対策本部）と協議し現地対策本部を解散する。	
① 原災法第 15 条第 2 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合	① 原災法第 15 条第 2 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合	
② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合	② 原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合	
③ 原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合	③ 原子力災害中長期対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合	
④ 警戒事象については、応急対策の措置等により事象が終息し、通常組織で措置できると判断した場合	④ 警戒事象については、応急対策の措置等により事象が終息し、通常組織で措置できると判断した場合	
⑤ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害中長期対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。	⑤ 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害中長期対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を解散する。	
⑥ 原子力防災管理者は、 <u>大洗研究開発センター</u> の現地対策本部を解散した場合は、機構対策本部長に報告する。	⑥ 原子力防災管理者は、 <u>大洗研究所</u> の現地対策本部を解散した場合は、機構対策本部長に報告する。	組織名称変更
（4）機構対策本部の解散	（4）機構対策本部の解散	
機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。	機構対策本部長は、現地対策本部長と協議し、通常の業務体制によって対応できると認めるときは、機構対策本部を解散する。	
2. 権限の行使	2. 権限の行使	
（1）現地対策本部が設置された場合は、 <u>大洗研究開発センター</u> の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部の下で行う。	（1）現地対策本部が設置された場合は、 <u>大洗研究所</u> の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部の下で行う。	組織名称変更
（2）原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。	（2）原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。	
なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続をとるものとする。	なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続をとるものとする。	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
（3）原子力防災要員は、現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。 3. 原子力防災要員等の招集 （1）原子力防災管理者は、防災体制を敷く必要があると認めた場合は直ちに別図－1（1）に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び<u>大洗研究開発センター</u>内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、平常時から緊急時に備えて、原子力防災要員等の招集状況の把握に努める。 （2）安全・核セキュリティ統括部長は、<u>大洗研究開発センター</u>における原子力防災体制の発令の報告を受けた場合、直ちに理事長に報告するとともに別図－2（1）により機構対策本部員を招集する。 4. 通報連絡の経路 <u>大洗研究開発センター</u>内外への通報連絡経路は別図－2（2）及び別図－2（3）のとおりとする。 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 第1項～第5項 略 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の選定 安全・核セキュリティ統括部長は、<u>大洗研究開発センター</u>に対する原子力事業所災害対策支援拠点として、以下の機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11 のとおり原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所を選定する。 ① 更衣及び使用済の防護服等の仮保管 ② サイト等立入車両の駐車 ③ 物資輸送体制の整備 なお、<u>大洗研究開発センター</u>と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－6に示す。 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備 1. OFC等に備え付ける資料 原子力防災管理者は、<u>大洗研究開発センター</u>で原子力災害が発生した場合に、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－12 については、内閣総理大臣に提出するとともに、ERC及びOFCに備え付ける。 また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。 第2項～第3項 略 4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災管理者は、緊急時対策所に別表－12 に定める資料を備え付ける。 また、<u>大洗研究開発センター</u>の原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。 第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 1. 原子力防災教育 （1）<u>大洗研究開発センター</u>における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について、別表－13（1）に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 ① 原子力事業者防災業務計画に関する知識 ② 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）	（3）原子力防災要員は、現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務及び自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。 3. 原子力防災要員等の招集 （1）原子力防災管理者は、防災体制を敷く必要があると認めた場合は直ちに別図－1（1）に定める原子力防災組織を構成する原子力防災要員等を招集するため、あらかじめ原子力防災要員等の動員計画及び<u>大洗研究所</u>内連絡経路を策定し、これを関係者に周知する。また、原子力防災管理者は、平常時から緊急時に備えて、原子力防災要員等の招集状況の把握に努める。 （2）安全・核セキュリティ統括部長は、<u>大洗研究所</u>における原子力防災体制の発令の報告を受けた場合、直ちに理事長に報告するとともに別図－2（1）により機構対策本部員を招集する。 4. 通報連絡の経路 <u>大洗研究所</u>内外への通報連絡経路は別図－2（2）及び別図－2（3）のとおりとする。 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 第1項～第5項 変更なし 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の選定 安全・核セキュリティ統括部長は、<u>大洗研究所</u>に対する原子力事業所災害対策支援拠点として、以下の機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11 のとおり原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所を選定する。 ① 更衣及び使用済の防護服等の仮保管 ② サイト等立入車両の駐車 ③ 物資輸送体制の整備 なお、<u>大洗研究所</u>と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－6に示す。 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料等の整備 1. OFC等に備え付ける資料 原子力防災管理者は、<u>大洗研究所</u>で原子力災害が発生した場合に、緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる別表－12 については、内閣総理大臣に提出するとともに、ERC及びOFCに備え付ける。 また、これらの提出した資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。 第2項～第3項 変更なし 4. 原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災管理者は、緊急時対策所に別表－12 に定める資料を備え付ける。 また、<u>大洗研究所</u>の原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに、変更があった場合も同様とする。 第5節 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 1. 原子力防災教育 （1）<u>大洗研究所</u>における原子力防災教育 原子力防災管理者は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、次に掲げる項目について、別表－13（1）に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 ① 原子力事業者防災業務計画に関する知識 ② 地域防災計画に関する知識（原子力災害対策計画編）	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
③ 放射線防護に関する知識 ④ 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 ⑤ その他、各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識 （２）機構本部における原子力防災教育 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、機構対策本部要員に対し、別表－13(2)に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 ２．原子力防災訓練 （１）<u>大洗研究開発センター</u>の原子力防災訓練 ① 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度 1 回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。 なお、この原子力防災訓練は、規制法に基づく保安規定等に定める総合的な訓練と併せて実施できるものとする。 ② 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施に当たり別表－14 に定める訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。 ③ 原子力防災管理者は、前述①に記載した原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式 6 により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。 （２）国又は地方公共団体が主催する訓練 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加、協力することとし、訓練内容に応じて、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置を講ずるものとする。	③ 放射線防護に関する知識 ④ 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識 ⑤ その他、各原子力防災要員等が業務遂行上必要な知識 （２）機構本部における原子力防災教育 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力防災活動の円滑な実施に資するため、機構対策本部要員に対し、別表－13(2)に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育の実施後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。 ２．原子力防災訓練 （１）<u>大洗研究所</u>の原子力防災訓練 ① 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に毎年度 1 回、原子力災害を想定した総合的な原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練後は評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。 なお、この原子力防災訓練は、規制法に基づく保安規定等に定める総合的な訓練と併せて実施できるものとする。 ② 原子力防災管理者は、原子力防災訓練の実施に当たり別表－14 に定める訓練計画を策定し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。 ③ 原子力防災管理者は、前述①に記載した原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式 6 により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。 （２）国又は地方公共団体が主催する訓練 原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画の策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加、協力することとし、訓練内容に応じて、原子力防災要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置を講ずるものとする。	組織名称変更
第 6 節 関係機関との連携	第 6 節 関係機関との連携	
第 1 項 略	第 1 項 変更なし	
２．地方公共団体との連携	２．地方公共団体との連携	
（１）平常時の連携	（１）平常時の連携	
① 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長及びその他関係市町村長とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。	① 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長及びその他関係市町村長とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。	
② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、ＯＦＣの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応について、茨城県原子力防災連絡協議会の場を通じて、県、所在関係市町村、その他関係機関と平常時から密接な連携を図る。	② 原子力防災管理者は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、ＯＦＣの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の対応について、茨城県原子力防災連絡協議会の場を通じて、県、所在関係市町村、その他関係機関と平常時から密接な連携を図る。	
③ 原子力防災管理者は、平常時から、 <u>大洗研究開発センター</u> の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して原子力に関する知識の普及・啓発を行う。	③ 原子力防災管理者は、平常時から、 <u>大洗研究所</u> の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して原子力に関する知識の普及・啓発を行う。	組織名称変更
④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第 31 条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。	④ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第 31 条に基づき、業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。	
⑤ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第 32 条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。	⑤ 原子力防災管理者は、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長から原災法第 32 条に基づき、事業所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。	
⑥ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、大洗町及び鉾田市から要請があればこれに協力するものとする。	⑥ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について、茨城県、大洗町及び鉾田市から要請があればこれに協力するものとする。	
（２）原子力災害時の連携	（２）原子力災害時の連携	
原子力防災管理者は、原災法第 22 条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部（以下「自治体災害対策本部」という。）が設置された場合、事象区分に応じて別表－15(1)、(2)、(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、自治体災害対策本部の長と協調して	原子力防災管理者は、原災法第 22 条の規定に基づき、地方公共団体に災害対策本部（以下「自治体災害対策本部」という。）が設置された場合、事象区分に応じて別表－15(1)、(2)、(3)に定める原子力防災要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、自治体災害対策本部の長と協調して	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
必要な業務を行う。また、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡を取り報告する。 （3）ネットワーク整備等への協力 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。 第3項～第5項 略 第7節 略 第3章 緊急事態応急対策等の実施 特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。 第1節 初期対応 1. 現地対策本部の設置 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。また、<u>大洗研究開発センター</u>の緊急時対策所及びテレビ会議システムの立上げを指示する。 2. 通報連絡 原子力防災管理者は、別表－17に示す警戒事象の発見又は発見の通報を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町及び鉾田市並びに大洗町消防本部、鹿行広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)及び(3)に示す地方自治体に対し、様式7－1及び様式7－2により同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。 別表－18に示す特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長並びに官邸、県警本部、大洗町消防本部、茨城海上保安部署、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)及び(3)に示す関係機関に対し、様式8－1（事業所外運搬は様式8－2）に必要な事項を記入し、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。 なお、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。 なお、警戒事象、特定事象に該当しない原子力施設の異常が発生した場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法、<u>大洗研究開発センター</u>事故対策規則に基づき、原子力規制委員会等の関係機関に通報する。 また、<u>大洗研究開発センター</u>が責任を負う事業所外運搬の場合にあっては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)及び(3)に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。 なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として時系列的に保存する。 第3項 略 4. <u>大洗研究開発センター</u>外関係機関との連絡方法	必要な業務を行う。また、派遣された原子力防災要員は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡を取り報告する。 （3）ネットワーク整備等への協力 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。 第3項～第5項 変更なし 第7節 変更なし 第3章 緊急事態応急対策等の実施 特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。 第1節 初期対応 1. 現地対策本部の設置 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。また、<u>大洗研究所</u>の緊急時対策所及びテレビ会議システムの立上げを指示する。 2. 通報連絡 原子力防災管理者は、別表－17に示す警戒事象の発見又は発見の通報を受けた場合は、直ちに原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町及び鉾田市並びに大洗町消防本部、鹿行広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)及び(3)に示す地方自治体に対し、様式7－1及び様式7－2により同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。 別表－18に示す特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市長並びに官邸、県警本部、大洗町消防本部、茨城海上保安部署、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)及び(3)に示す関係機関に対し、様式8－1（事業所外運搬は様式8－2）に必要な事項を記入し、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。 同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。 なお、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則（第7条の2第2項各号）に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。 なお、警戒事象、特定事象に該当しない原子力施設の異常が発生した場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法、<u>大洗研究所</u>事故対策規則に基づき、原子力規制委員会等の関係機関に通報する。 また、<u>大洗研究所</u>が責任を負う事業所外運搬の場合にあっては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－2(2)及び(3)に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。 なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として時系列的に保存する。 第3項 変更なし 4. <u>大洗研究所</u>外関係機関との連絡方法	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
現地対策本部長は、別図－ 2 (2) の連絡経路により <u>大洗研究開発センター</u> 外関係機関に連絡を行う場合は、別表－ 5 に示す設備及び電話等を利用して行う。 5. 通話制限 現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講ずる。 6. 機構対策本部の活動 機構対策本部長は、<u>大洗研究開発センター</u> における防災体制発令の報告を受けた場合、機構対策本部の立上げを指示する。また、機構対策本部長は、必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。 7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動 機構対策本部長は、事態に応じ前項で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、<u>大洗研究開発センター</u> における事故復旧作業の支援を指示する。 8. 原子力緊急事態支援組織の活動 機構対策本部長は、事態に応じ原子力緊急事態支援組織に、復旧作業における遠隔資機材の提供等、<u>大洗研究開発センター</u> における事故復旧作業の支援を指示する。	現地対策本部長は、別図－ 2 (2) の連絡経路により <u>大洗研究所</u> 外関係機関に連絡を行う場合は、別表－ 5 に示す設備及び電話等を利用して行う。 5. 通話制限 現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講ずる。 6. 機構対策本部の活動 機構対策本部長は、<u>大洗研究所</u> における防災体制発令の報告を受けた場合、機構対策本部の立上げを指示する。また、機構対策本部長は、必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。 7. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動 機構対策本部長は、事態に応じ前項で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、<u>大洗研究所</u> における事故復旧作業の支援を指示する。 8. 原子力緊急事態支援組織の活動 機構対策本部長は、事態に応じ原子力緊急事態支援組織に、復旧作業における遠隔資機材の提供等、<u>大洗研究所</u> における事故復旧作業の支援を指示する。	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更
第 2 節 応急措置	第 2 節 応急措置	
第 1 項 略	第 1 項 変更なし	
2. 応急措置の実施 (1) 避難誘導及び事業所内入構制限 ① 避難 現地対策本部長は、一斉放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等を安全な避難場所に避難させる。 ② 避難状況の把握 現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等についての情報を記録する。 ③ 入構制限及び車両の使用制限 現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について <u>大洗研究開発センター</u> への立入りを制限する。また、<u>大洗研究開発センター</u> 内における原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を制限する。 (2) 放射線量の測定及び避難の要請 ① 現地対策本部長は、<u>大洗研究開発センター</u> 内及び <u>大洗研究開発センター</u> 敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。 ② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、1 μ Sv/h 以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。 ③ 現地対策本部長は、茨城県、大洗町、鉾田市及び関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。 ④ 現地対策本部長は、O F C 立上げ以前の放射線量測定の結果、<u>大洗研究開発センター</u> 敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。 (3) 緊急時医療 現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、おおむね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。 ① 救難・救助 現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。 ② 医療活動	2. 応急措置の実施 (1) 避難誘導及び事業所内入構制限 ① 避難 現地対策本部長は、一斉放送等により必要に応じ、原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等を安全な避難場所に避難させる。 ② 避難状況の把握 現地対策本部長は、避難状況を把握するため、避難者の氏名等についての情報を記録する。 ③ 入構制限及び車両の使用制限 現地対策本部長は、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両について <u>大洗研究所</u> への立入りを制限する。また、<u>大洗研究所</u> 内における原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を制限する。 (2) 放射線量の測定及び避難の要請 ① 現地対策本部長は、<u>大洗研究所</u> 内及び <u>大洗研究所</u> 敷地周辺の放射線量、並びに放射性物質の濃度の測定及び放出予測の実施を行い、放射能影響範囲を評価する。 ② 現地対策本部長は、モニタリングポストにより、1 μ Sv/h 以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該モニタリングポストの付近において中性子線測定器により、中性子線を測定する。 ③ 現地対策本部長は、茨城県、大洗町、鉾田市及び関係周辺市町村等と情報の交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。 ④ 現地対策本部長は、O F C 立上げ以前の放射線量測定の結果、<u>大洗研究所</u> 敷地外の住民に対して屋内退避あるいは避難場所への避難が必要であると判断した場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に要請する。 (3) 緊急時医療 現地対策本部長は、発生事象の状況及び被ばく線量に応じ、おおむね以下に示す項目等の適切な救護措置を行うものとする。 ① 救難・救助 現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者（以下「負傷者等」という。）を可能な限り放射線による影響が少ない場所に速やかに救出する。 ② 医療活動	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療（初期被ばく医療）に関する契約を締結している医療機関、また必要に応じ二次医療機関及び茨城県（現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管理課）や三次医療機関と連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講ずる。 ③ 二次災害防止に関する措置 現地対策本部長は、機構内の他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況の情報を伝達する等の必要な措置を講ずる。 （4）消火活動 現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。 （5）汚染拡大の防止及び防護措置 ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ一斉放送等を行い、大洗研究開発センター内に在る者に周知する。 また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。 ② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講ずる。 （6）線量評価 現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。 （7）広報活動 現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、O F Cにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報する。 （8）応急復旧 ① 施設及び設備の整備並びに点検 現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、大洗研究開発センター諸施設及び設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。 ② 応急の復旧対策 現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第 1 項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 （9）原子力災害の拡大防止を図るための措置 現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、下記に示す措置を実施する。 ① 主要運転データにより原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。 ② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。 ③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。 ④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。 ⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 ⑥ 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。 （10）資機材の調達及び輸送 現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、大洗研究開発センターにおい	現地対策本部長は、必要に応じて汚染検査、負傷者等の応急処置及び除染等の措置を講じ、緊急被ばく医療（原子力災害医療協力機関）に関する契約を締結している医療機関、また必要に応じ原子力災害拠点病院及び茨城県（現地対策本部又はこれが設置されない時は緊急時医療所管理課）や高度被ばく医療センターと連絡を取り、移送や治療の依頼等必要な措置を講ずる。また、移送の際は、放射線管理要員を同行させる等の必要な措置を講ずる。 ③ 二次災害防止に関する措置 現地対策本部長は、機構内の他事業所、他の原子力事業者及び防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）、救急隊等の汚染管理及び治療の際の汚染管理に資するため、派遣防災要員、救急隊到着時に事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況の情報を伝達する等の必要な措置を講ずる。 （4）消火活動 現地対策本部長は、火災を伴う事故が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。 （5）汚染拡大の防止及び防護措置 ① 現地対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ一斉放送等を行い、大洗研究所内に在る者に周知する。 また、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。 ② 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、適切な防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講ずる。 （6）線量評価 現地対策本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事する者の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。 （7）広報活動 現地対策本部長は、発生した特定事象等に関し、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表内容を取りまとめ、O F Cにおける広報活動に協力するとともに、必要に応じ報道機関に対して定期的に広報する。 （8）応急復旧 ① 施設及び設備の整備並びに点検 現地対策本部長は、中央制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、大洗研究所諸施設及び設備の異常の状況及び機器の動作状況等の把握に努める。 ② 応急の復旧対策 現地対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生じる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、本節第 1 項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。 （9）原子力災害の拡大防止を図るための措置 現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討及び実施のため、下記に示す措置を実施する。 ① 主要運転データにより原子炉施設、核燃料物質使用施設及び廃棄物管理施設の運転状態を把握し、放射性物質の漏えい、放出等あるいはその可能性の有無を評価する。 ② 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。 ③ 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えい、放出等の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の量の予測を行う。 ④ 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。 ⑤ その他の施設については、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 ⑥ 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。 （10）資機材の調達及び輸送 現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、大洗研究所において十分に調	医療機関名称の変更に係る見直し 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
て十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。 (11) 応援の要請 現地対策本部長は、<u>大洗研究開発センター</u>において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。 (12) 機構対策本部の支援 機構対策本部長は、<u>大洗研究開発センター</u>に必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。 第3項～第4項 略 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、OFC及び執行機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、おおむね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要なに応じて、<u>大洗研究開発センター</u>内に周知する。 (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明 (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加 (3) 広報、住民相談窓口への協力 (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力 第3節 緊急事態応急対策 第1項～第4項 略 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。 なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、<u>大洗研究開発センター</u>内に周知する。 また、現地対策本部長は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。 第4章 原子力災害中長期対策 現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。 第1節 略 第2節 復旧対策 第1項～第4項 略	達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。 (11) 応援の要請 現地対策本部長は、<u>大洗研究所</u>において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。 (12) 機構対策本部の支援 機構対策本部長は、<u>大洗研究所</u>に必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。 第3項～第4項 変更なし 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、OFC及び執行機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、おおむね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要なに応じて、<u>大洗研究所</u>内に周知する。 (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明 (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加 (3) 広報、住民相談窓口への協力 (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力 第3節 緊急事態応急対策 第1項～第4項 変更なし 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県知事、大洗町長、鉾田市長、関係周辺市町村長及びその他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部及び自治体災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。 なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、<u>大洗研究所</u>内に周知する。 また、現地対策本部長は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。 第4章 原子力災害中長期対策 現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害中長期対策を実施する。 第1節 変更なし 第2節 復旧対策 第1項～第4項 変更なし	組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更 組織名称変更

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由																																																						
参考資料 当防災業務計画において大洗研究開発センターが包含する規制法に基づく許可事業所 <table><tr><td>事業所の名称</td><td>大洗研究開発センター（北地区）</td></tr><tr><td rowspan="2">事業所の場所</td><td>原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地</td></tr><tr><td>核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番</td></tr><tr><td rowspan="2">許可年月日</td><td>原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日</td></tr><tr><td>核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日</td></tr><tr><td>所管省庁</td><td>文部科学省</td></tr></table> <table><tr><td>事業所の名称</td><td>大洗研究開発センター（南地区）</td></tr><tr><td>事業所の場所</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番</td></tr><tr><td rowspan="2">許可年月日</td><td>原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日</td></tr><tr><td>核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日</td></tr><tr><td>所管省庁</td><td>文部科学省</td></tr></table> <table><tr><td>事業所の名称</td><td>大洗研究開発センター ＊</td></tr><tr><td>事業所の場所</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番</td></tr><tr><td>許可年月日</td><td>廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日</td></tr><tr><td>所管省庁</td><td>経済産業省</td></tr></table> *規制法に関する法律第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 20 日付け（20 原機(大安)030)事業所の名称を「大洗研究開発センター（北地区）」から「大洗研究開発センター」に変更	事業所の名称	大洗研究開発センター（北地区）	事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地	核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日	核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日	所管省庁	文部科学省	事業所の名称	大洗研究開発センター（南地区）	事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日	核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日	所管省庁	文部科学省	事業所の名称	大洗研究開発センター ＊	事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日	所管省庁	経済産業省	参考資料 当防災業務計画において大洗研究所が包含する規制法に基づく許可事業所 <table><tr><td>事業所の名称</td><td>大洗研究開発センター（北地区）</td></tr><tr><td rowspan="2">事業所の場所</td><td>原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地</td></tr><tr><td>核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番</td></tr><tr><td rowspan="2">許可年月日</td><td>原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日</td></tr><tr><td>核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日</td></tr><tr><td>所管省庁</td><td>文部科学省</td></tr></table> <table><tr><td>事業所の名称</td><td>大洗研究開発センター（南地区）</td></tr><tr><td>事業所の場所</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番</td></tr><tr><td rowspan="2">許可年月日</td><td>原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日</td></tr><tr><td>核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日</td></tr><tr><td>所管省庁</td><td>文部科学省</td></tr></table> <table><tr><td>事業所の名称</td><td>大洗研究開発センター ＊</td></tr><tr><td>事業所の場所</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番</td></tr><tr><td>許可年月日</td><td>廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日</td></tr><tr><td>所管省庁</td><td>経済産業省</td></tr></table> *規制法に関する法律第 51 条の 5 第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 20 日付け（20 原機(大安)030)事業所の名称を「大洗研究開発センター（北地区）」から「大洗研究開発センター」に変更	事業所の名称	大洗研究開発センター（北地区）	事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地	核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日	核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日	所管省庁	文部科学省	事業所の名称	大洗研究開発センター（南地区）	事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日	核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日	所管省庁	文部科学省	事業所の名称	大洗研究開発センター ＊	事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番	許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日	所管省庁	経済産業省	組織名称変更
事業所の名称	大洗研究開発センター（北地区）																																																							
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地																																																							
	核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番																																																							
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日																																																							
	核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日																																																							
所管省庁	文部科学省																																																							
事業所の名称	大洗研究開発センター（南地区）																																																							
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番																																																							
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日																																																							
	核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日																																																							
所管省庁	文部科学省																																																							
事業所の名称	大洗研究開発センター ＊																																																							
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番																																																							
許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日																																																							
所管省庁	経済産業省																																																							
事業所の名称	大洗研究開発センター（北地区）																																																							
事業所の場所	原子炉施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町字新堀 3607 番地																																																							
	核燃料物質使用施設：茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番																																																							
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 9 月 18 日																																																							
	核燃料物質使用許可 昭和 42 年 12 月 2 日																																																							
所管省庁	文部科学省																																																							
事業所の名称	大洗研究開発センター（南地区）																																																							
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番																																																							
許可年月日	原子炉施設設置許可 昭和 43 年 11 月 8 日																																																							
	核燃料物質使用許可 昭和 44 年 3 月 1 日																																																							
所管省庁	文部科学省																																																							
事業所の名称	大洗研究開発センター ＊																																																							
事業所の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番																																																							
許可年月日	廃棄物管理事業許可 平成 4 年 3 月 30 日																																																							
所管省庁	経済産業省																																																							

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）				読み替え後（平成30年4月1日以降適用）				理 由
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴				原子力事業者防災業務計画改訂の履歴				組織名称変更
改訂 No	大洗研究開発センター （南地区）	大洗研究開発センター （北地区）	<u>大洗研究開発センター</u> *	改訂 No	大洗研究開発センター （南地区）	大洗研究開発センター （北地区）	<u>大洗研究所</u> *	
制定	平成12年7月18日	平成12年12月13日		制定	平成12年7月18日	平成12年12月13日		
改訂	平成13年8月1日	平成13年8月28日		改訂	平成13年8月1日	平成13年8月28日		
改訂	平成14年8月15日	平成14年7月18日		改訂	平成14年8月15日	平成14年7月18日		
改訂	平成15年8月1日	平成15年8月27日		改訂	平成15年8月1日	平成15年8月27日		
改訂	平成16年8月2日	平成16年9月3日		改訂	平成16年8月2日	平成16年9月3日		
改訂	平成17年10月1日	平成17年10月1日		改訂	平成17年10月1日	平成17年10月1日		
改訂	平成18年10月5日	平成18年10月5日		改訂	平成18年10月5日	平成18年10月5日		
改訂	平成19年12月26日	平成19年12月26日		改訂	平成19年12月26日	平成19年12月26日		
改訂			平成21年3月3日	改訂			平成21年3月3日	
改訂			平成21年10月23日	改訂			平成21年10月23日	
改訂			平成22年8月31日	改訂			平成22年8月31日	
改訂			平成23年10月6日	改訂			平成23年10月6日	
改訂			平成25年3月18日	改訂			平成25年3月18日	
改訂			平成25年12月20日	改訂			平成25年12月20日	
改訂			平成27年3月26日	改訂			平成27年3月26日	
改訂			平成28年3月18日	改訂			平成28年3月18日	
改訂			平成29年3月24日	改訂			平成29年3月24日	
改訂			平成30年1月22日	改訂			平成30年1月22日	
* 廃棄物管理施設に係る許可事業所名称を法律第51条の5第2項に基づき、「大洗研究開発センター（北地区）」から「大洗研究開発センター」へ平成20年6月20日付け変更に伴い、大洗研究開発センター（南地区）及び同（北地区）の原子力事業者防災業務計画の事業者名称を統一				* 廃棄物管理施設に係る許可事業所名称を法律第51条の5第2項に基づき、「大洗研究開発センター（北地区）」から「大洗研究開発センター」へ平成20年6月20日付け変更に伴い、大洗研究開発センター（南地区）及び同（北地区）の原子力事業者防災業務計画の事業者名称を統一				組織名称変更に係る 記載の追加
				<u>平成30年4月1日付け組織改正に伴い「大洗研究開発センター」から「大洗研究所」へ事業所名称の変更</u>				

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）		読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
別図－１（１） <u>大洗研究開発センター</u>原子力防災組織（現地対策本部の体制）		別図－１（１） <u>大洗研究所</u>原子力防災組織（現地対策本部の体制）	組織名称変更

大洗研究開発センター

機構本部

※警戒事態時は、安全・核セキュリティ統括部長が機構対策本部所長となる。
なお、警戒事態が発生した場合は、発生した事態に応じ機構対策本部所長がこの組織から必要な職及び要員をその都度指す。

機 成	主 な 事 務
副本部長	・ 副本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 副本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
本部付	・ 副本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
広報班	・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q & A 対応
総務班	・ 情報の機構本部内周知 ・ 支援要員の派遣及び支援用資機材運搬に係る対応
支援班	・ 支援方針に基づく被災事業所への支援対応 ・ 支援要員の調整 ・ 支援用機材等の確保及び管理 ・ 原子力災害賠償の支援 ・ 什物所等の確保
東京支援班	・ 東京地区政府関係機関への説明、情報提供 ・ 東京事業所への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援

別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

大洗研究所

機構本部

※警戒事態時は、安全・核セキュリティ統括部長が機構対策本部所長となる。
なお、警戒事態が発生した場合は、発生した事態に応じ機構対策本部所長がこの組織から必要な職及び要員をその都度指す。

機 成	主 な 事 務
副本部長	・ 副本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 副本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
本部付	・ 副本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
広報班	・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q & A 対応
総務班	・ 情報の機構本部内周知 ・ 支援要員の派遣及び支援用資機材運搬に係る対応
支援班	・ 支援方針に基づく被災事業所への支援対応 ・ 支援要員の調整 ・ 支援用機材等の確保及び管理 ・ 原子力災害賠償の支援 ・ 什物所等の確保
東京支援班	・ 東京地区政府関係機関への説明、情報提供 ・ 東京事業所への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援

別図－1 (2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

組織名称変更

別図－1（2） 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

別図－1（2） 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
<pre>graph TD President[理事長] Director[安全・核セキュリティ統括部長] Manager[原子力防災管理者 (大洗研究開発センター)] Institutional[機構対策本部要員] Onsite[現地対策本部要員] Stakeholders[原子力規制委員会 茨城県 大洗町 鉾田市 その他関係機関 関係周辺市町村等 原子力防災専門官等] President -- 報告 --> Director Director -- 招集 --> Institutional Director -- 報告 --> Manager Manager -- 招集 --> Onsite Manager -- 連絡 --> Stakeholders</pre> 別図－2(1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路	<pre>graph TD President[理事長] Director[安全・核セキュリティ統括部長] Manager[原子力防災管理者 (大洗研究所)] Institutional[機構対策本部要員] Onsite[現地対策本部要員] Stakeholders[原子力規制委員会 茨城県 大洗町 鉾田市 その他関係機関 関係周辺市町村等 原子力防災専門官等] President -- 報告 --> Director Director -- 招集 --> Institutional Director -- 報告 --> Manager Manager -- 招集 --> Onsite Manager -- 連絡 --> Stakeholders</pre> 別図－2(1) 原子力防災体制発令時の機構内伝達経路	組織名称変更

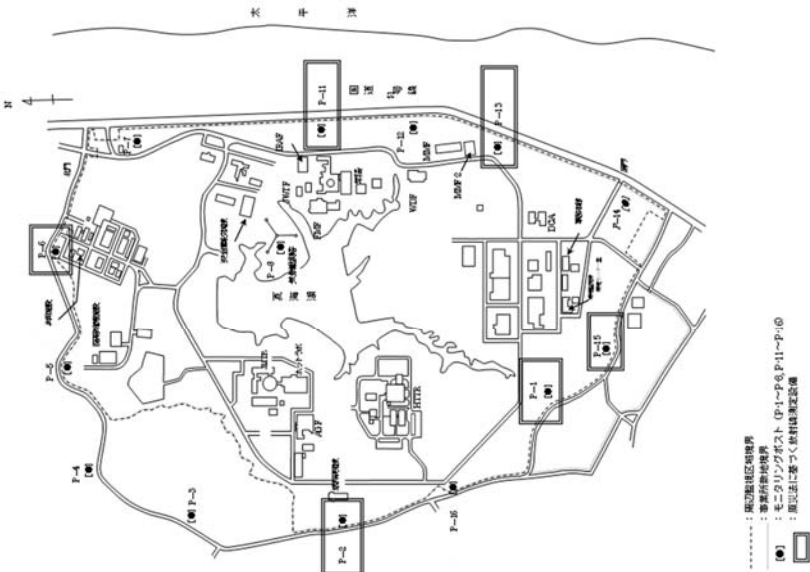
「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）		読み替え後（平成30年4月1日以降適用）		理 由	
現地対策本部長	防災体制設置	内閣官房 副長官補（事態対処・危機管理担当）付 内閣情報集約センター（内閣情報調査室） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事態対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付 原子力災害現地対策本部 東海・大洗原子力規制事務所 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官） 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官） 原子力緊急時支援・研修センター	防災体制設置	内閣官房 副長官補（事態対処・危機管理担当）付 内閣情報集約センター（内閣情報調査室） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事態対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付 原子力災害現地対策本部 東海・大洗原子力規制事務所 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（原子力防災専門官） 原子力規制庁 東海・大洗原子力規制事務所（上席放射線防災専門官） 原子力緊急時支援・研修センター	医療機関名称の変更に係る見直し
	文部科学省・経済産業省等関連	文部科学省 原子力課 資源エネルギー庁 原子力基盤支援室 消防庁 応急対策室（FAXのみ） 宿直室（FAXのみ）	文部科学省・経済産業省等関連	文部科学省 原子力課 資源エネルギー庁 原子力基盤支援室 消防庁 応急対策室（FAXのみ） 宿直室（FAXのみ）	
	茨城県関連	茨城県 原子力安全対策課 茨城県 防災・危機管理課	茨城県関連	茨城県 原子力安全対策課 茨城県 防災・危機管理課	
	地方自治体関連	大洗町 生活環境課 鉾田市 総務課 水戸市 防災・危機管理課 ひたちなか市 生活安全課 茨城町 総務課 空閑市 総務課 小美玉市 防災管理課 城里町 総務課 東海村 防災原子力安全課 郡可市 防災課 大洗町漁業協同組合 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 指導部 茨城労働局 水戸労働基準監督署	地方自治体関連	大洗町 生活環境課 鉾田市 総務課 水戸市 防災・危機管理課 ひたちなか市 生活安全課 茨城町 総務課 空閑市 総務課 小美玉市 防災管理課 城里町 総務課 東海村 防災原子力安全課 郡可市 防災課 大洗町漁業協同組合 茨城沿海地区漁業協同組合連合会 指導部 茨城労働局 水戸労働基準監督署	
	警察・消防関連	茨城県警察本部 水戸警察署大洗地区交番 水戸警察署 鉾田警察署 大洗町 消防本部 鹿行広域事務組合消防本部 ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部（FAXのみ） 茨城海上保安部	警察・消防関連	茨城県警察本部 水戸警察署大洗地区交番 水戸警察署 鉾田警察署 大洗町 消防本部 鹿行広域事務組合消防本部 ひたちなか・東海広域事務組合 消防本部（FAXのみ） 茨城海上保安部	
	医療機関関連	大洗海岸病院（人の障害の場合及び初期段階く医療機関）※ 久慈幸根病院（初期段階く医療機関）※ 日立総合病院（初期段階く医療機関）※ 茨城東病院（初期段階く医療機関）※ 水戸赤十字病院（初期段階く医療機関）※ 水戸医療センター（二次段階く医療機関）※ 県立中央病院（二次段階く医療機関）※ 放射線医学総合研究所（三次段階く医療機関）※ ※ 必要な場合に応じて連絡	医療機関関連	大洗海岸病院（人の障害の場合及び原子力災害医療協力機関）※ 久慈幸根病院（原子力災害医療協力機関）※ 日立総合病院（原子力災害医療協力機関）※ 茨城東病院（原子力災害医療協力機関）※ 水戸赤十字病院（原子力災害医療協力機関）※ 水戸医療センター（原子力災害拠点病院）※ 県立中央病院（原子力災害拠点病院）※ 放射線医学総合研究所（高度段階く医療センター）※ ※ 必要な場合に応じて連絡	
	大洗隣接事業所	日本核燃料開発（株） （株）日揮 東北大学量子エネルギー材料科学国際研究センター	大洗隣接事業所	日本核燃料開発（株） （株）日揮 東北大学量子エネルギー材料科学国際研究センター	
事業所外運搬事故関連	内閣官房 副長官補（事態対処・危機管理担当）付 内閣情報集約センター（内閣情報調査室） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事態対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付 国土交通大臣 国土交通省 海事局検査測度課（海上） 自動車局環境政策課（陸上） 航空局安全部運航安全課（航空） 当該事象発生場所管轄都道府県知事、市町村長	事業所外運搬事故関連	内閣官房 副長官補（事態対処・危機管理担当）付 内閣情報集約センター（内閣情報調査室） 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事態対策室 内閣府 内閣総理大臣 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付 国土交通大臣 国土交通省 海事局検査測度課（海上） 自動車局環境政策課（陸上） 航空局安全部運航安全課（航空） 当該事象発生場所管轄都道府県知事、市町村長	組織名称変更	
別図－2（2） 大洗研究所開設センター外通報連絡系統		別図－2（2） 大洗研究所外通報連絡系統			

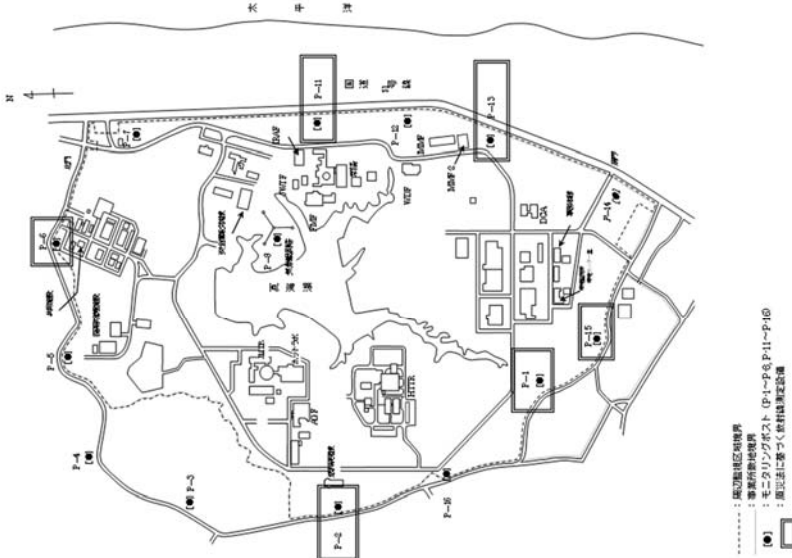
「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）	読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）	理 由
The flowchart shows the communication process starting from '特定事象等発見者' (Person discovering a specific incident). It branches into '通報連絡' (Notification contact) to '当直長／施設管理者／担当課長' (On-duty chief / Facility manager / Charge chief) and '緊急電話等による通報' (Notification by emergency phone, etc.) to '連絡責任者（通報連絡専任者）' (Contact responsible person (notification contact specialist)). From the on-duty chief, it goes to '施設管理統括者' (Facility management coordinator) and then to '関係部署' (Related department). From the contact responsible person, it goes to '機構本部（理事長）' (Institution head (President)) and '所長等' (Director, etc.). Both lead to '南門警備所' (Nanmon Security Office), which then leads to '所轄消防署・警察署への通報' (Notification to the designated fire department and police station). The contact responsible person also leads to '現地対策本部構成員の招集' (Gathering of on-site response headquarters members) and '第1報作成' (Creation of the first report), which leads to '関係機関（一斉同報FAX通報及び電話連絡）' (Related organization (simultaneous broadcast FAX notification and telephone contact)). Finally, '第1報作成' leads to '現地対策本部の設置' (Establishment of the on-site response headquarters). * 1：火災、爆発、緊急を要する人の障害、 不法侵入、妨害破壊行為が明らかな場合	The flowchart shows the communication process starting from '特定事象等発見者' (Person discovering a specific incident). It branches into '通報連絡' (Notification contact) to '当直長／施設管理者／担当課長' (On-duty chief / Facility manager / Charge chief) and '緊急電話等による通報' (Notification by emergency phone, etc.) to '連絡責任者（通報連絡専任者）' (Contact responsible person (notification contact specialist)). From the on-duty chief, it goes to '施設管理統括者' (Facility management coordinator) and then to '関係部署' (Related department). From the contact responsible person, it goes to '機構本部（理事長）' (Institution head (President)) and '所長等' (Director, etc.). Both lead to '南門警備所' (Nanmon Security Office), which then leads to '所轄消防署・警察署への通報' (Notification to the designated fire department and police station). The contact responsible person also leads to '現地対策本部構成員の招集' (Gathering of on-site response headquarters members) and '第1報作成' (Creation of the first report), which leads to '関係機関（一斉同報FAX通報及び電話連絡）' (Related organization (simultaneous broadcast FAX notification and telephone contact)). Finally, '第1報作成' leads to '現地対策本部の設置' (Establishment of the on-site response headquarters). * 1：火災、爆発、緊急を要する人の障害、 不法侵入、妨害破壊行為が明らかな場合	組織名称変更

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）		読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
別図－4～別図－5 略		別図－4～別図－5 変更なし	組織名称変更



別図－3 大洗研究所センター敷地周辺の放射線測定設備



別図－3 大洗研究所センター敷地周辺の放射線測定設備

放射線測定設備の配置

名 称	測定対象	測定設備、測定レンジ	点検頻度	点検内容
P-1	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-2	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-6	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-11	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-13	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-15	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査

気象観測設備

名 称	数 量	点検頻度	点検内容
風向風速計 (径 約 10m)	1式	1回/年	外観検査、機能検査
風向風速計 (径 約 30m)	1式	1回/年	外観検査、機能検査

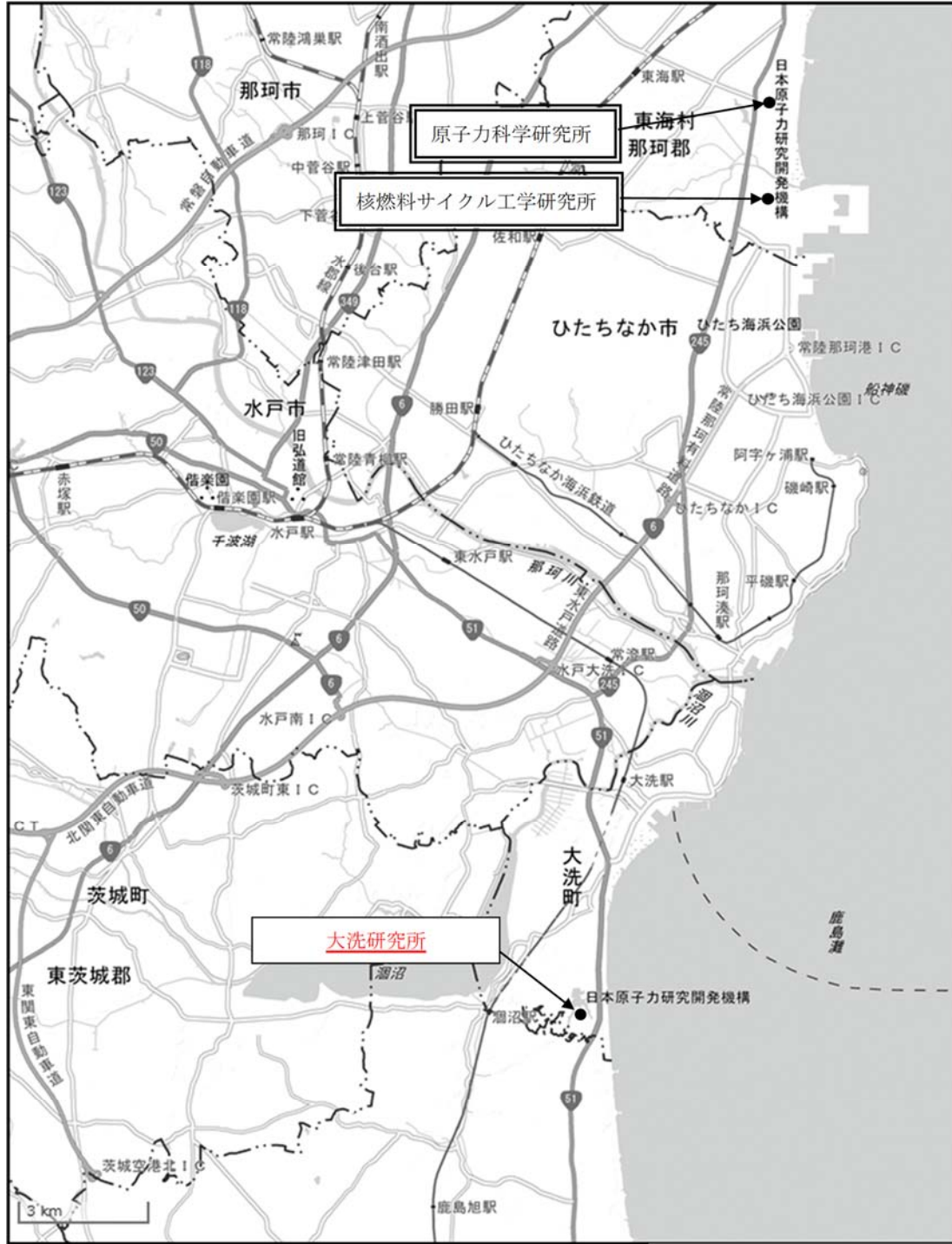
放射線測定設備の配置

名 称	測定対象	測定設備、測定レンジ	点検頻度	点検内容
P-1	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-2	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-6	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-11	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-13	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査
P-15	空間汚染率	NaI (50μSv/h) 10mφh~100μSv/h	1回/年	外観検査、機能検査

気象観測設備

名 称	数 量	点検頻度	点検内容
風向風速計 (径 約 10m)	1式	1回/年	外観検査、機能検査
風向風速計 (径 約 30m)	1式	1回/年	外観検査、機能検査

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由
 凡例： は原子力事業所災害対策支援拠点を示す。 出典：地理院地図（電子国土WEB）	 凡例： は原子力事業所災害対策支援拠点を示す。 出典：地理院地図（電子国土WEB）	組織名称変更

別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

別図－6 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）	読み替え後（平成30年4月1日以降適用）	理 由																																																																			
別表－1～別表－2 略	別表－1～別表－2 変更なし	組織名称変更及び人事異動に伴う変更																																																																			
別表－3 原子力防災管理者の代行順位	別表－3 原子力防災管理者の代行順位																																																																				
原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。 <table><tr><th>順 位</th><th>役 職 名</th></tr><tr><td>1</td><td>副所長（<u>計画管理室長</u>）</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長（<u>環境保全部長</u>）</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長（<u>管理部長</u>）</td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>安全管理部長</u></td></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>高速炉技術開発部長</u></td></tr><tr><td><u>6</u></td><td><u>高速実験炉部長</u></td></tr><tr><td><u>7</u></td><td><u>福島燃料材料試験部長</u></td></tr><tr><td><u>8</u></td><td><u>材料試験炉部長</u></td></tr><tr><td><u>9</u></td><td><u>高温工学試験研究炉部長</u></td></tr><tr><td><u>10</u></td><td><u>高速実験炉部次長</u></td></tr><tr><td><u>11</u></td><td><u>福島燃料材料試験部次長</u></td></tr><tr><td><u>12</u></td><td><u>材料試験炉部次長（防災管理）</u></td></tr><tr><td><u>13</u></td><td><u>高温工学試験研究炉部次長</u></td></tr><tr><td><u>14</u></td><td><u>環境保全部次長</u></td></tr></table> 注）人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。	順 位		役 職 名	1	副所長（ <u>計画管理室長</u> ）	2	副所長（ <u>環境保全部長</u> ）	3	副所長（ <u>管理部長</u> ）	<u>4</u>	<u>安全管理部長</u>	<u>5</u>	<u>高速炉技術開発部長</u>	<u>6</u>	<u>高速実験炉部長</u>	<u>7</u>	<u>福島燃料材料試験部長</u>	<u>8</u>	<u>材料試験炉部長</u>	<u>9</u>	<u>高温工学試験研究炉部長</u>	<u>10</u>	<u>高速実験炉部次長</u>	<u>11</u>	<u>福島燃料材料試験部次長</u>	<u>12</u>	<u>材料試験炉部次長（防災管理）</u>	<u>13</u>	<u>高温工学試験研究炉部次長</u>	<u>14</u>	<u>環境保全部次長</u>	原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。 <table><tr><th>順 位</th><th>役 職 名</th></tr><tr><td>1</td><td>副所長（<u>環境技術開発センター長</u>）</td></tr><tr><td>2</td><td>副所長（<u>高温ガス炉研究開発センター長</u>）</td></tr><tr><td>3</td><td>副所長（<u>高速炉サイクル研究開発センター長</u>）</td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>高速炉サイクル研究開発センター副センター長（高速炉解析評価技術開発部長）</u></td></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>高温ガス炉研究開発センター副センター長（水素・熱利用研究開発部長）</u></td></tr><tr><td><u>6</u></td><td><u>環境技術開発センター副センター長（環境保全部長）</u></td></tr><tr><td><u>7</u></td><td><u>保安全管理部長</u></td></tr><tr><td><u>8</u></td><td><u>放射線管理部長</u></td></tr><tr><td><u>9</u></td><td><u>管理部長</u></td></tr><tr><td><u>10</u></td><td><u>高速炉基盤技術開発部長</u></td></tr><tr><td><u>11</u></td><td><u>高速実験炉部長</u></td></tr><tr><td><u>12</u></td><td><u>燃料材料開発部長</u></td></tr><tr><td><u>13</u></td><td><u>高温工学試験研究炉部長</u></td></tr><tr><td><u>14</u></td><td><u>材料試験炉部長</u></td></tr><tr><td><u>15</u></td><td><u>高速実験炉部次長</u></td></tr><tr><td><u>16</u></td><td><u>燃料材料開発部次長（防災管理）</u></td></tr><tr><td><u>17</u></td><td><u>材料試験炉部次長（防災管理）</u></td></tr><tr><td><u>18</u></td><td><u>環境保全部次長</u></td></tr></table> 注）人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。	順 位	役 職 名	1	副所長（ <u>環境技術開発センター長</u> ）	2	副所長（ <u>高温ガス炉研究開発センター長</u> ）	3	副所長（ <u>高速炉サイクル研究開発センター長</u> ）	<u>4</u>	<u>高速炉サイクル研究開発センター副センター長（高速炉解析評価技術開発部長）</u>	<u>5</u>	<u>高温ガス炉研究開発センター副センター長（水素・熱利用研究開発部長）</u>	<u>6</u>	<u>環境技術開発センター副センター長（環境保全部長）</u>	<u>7</u>	<u>保安全管理部長</u>	<u>8</u>	<u>放射線管理部長</u>	<u>9</u>	<u>管理部長</u>	<u>10</u>	<u>高速炉基盤技術開発部長</u>	<u>11</u>	<u>高速実験炉部長</u>	<u>12</u>	<u>燃料材料開発部長</u>	<u>13</u>	<u>高温工学試験研究炉部長</u>	<u>14</u>	<u>材料試験炉部長</u>	<u>15</u>	<u>高速実験炉部次長</u>	<u>16</u>	<u>燃料材料開発部次長（防災管理）</u>	<u>17</u>	<u>材料試験炉部次長（防災管理）</u>	<u>18</u>
順 位	役 職 名																																																																				
1	副所長（ <u>計画管理室長</u> ）																																																																				
2	副所長（ <u>環境保全部長</u> ）																																																																				
3	副所長（ <u>管理部長</u> ）																																																																				
<u>4</u>	<u>安全管理部長</u>																																																																				
<u>5</u>	<u>高速炉技術開発部長</u>																																																																				
<u>6</u>	<u>高速実験炉部長</u>																																																																				
<u>7</u>	<u>福島燃料材料試験部長</u>																																																																				
<u>8</u>	<u>材料試験炉部長</u>																																																																				
<u>9</u>	<u>高温工学試験研究炉部長</u>																																																																				
<u>10</u>	<u>高速実験炉部次長</u>																																																																				
<u>11</u>	<u>福島燃料材料試験部次長</u>																																																																				
<u>12</u>	<u>材料試験炉部次長（防災管理）</u>																																																																				
<u>13</u>	<u>高温工学試験研究炉部次長</u>																																																																				
<u>14</u>	<u>環境保全部次長</u>																																																																				
順 位	役 職 名																																																																				
1	副所長（ <u>環境技術開発センター長</u> ）																																																																				
2	副所長（ <u>高温ガス炉研究開発センター長</u> ）																																																																				
3	副所長（ <u>高速炉サイクル研究開発センター長</u> ）																																																																				
<u>4</u>	<u>高速炉サイクル研究開発センター副センター長（高速炉解析評価技術開発部長）</u>																																																																				
<u>5</u>	<u>高温ガス炉研究開発センター副センター長（水素・熱利用研究開発部長）</u>																																																																				
<u>6</u>	<u>環境技術開発センター副センター長（環境保全部長）</u>																																																																				
<u>7</u>	<u>保安全管理部長</u>																																																																				
<u>8</u>	<u>放射線管理部長</u>																																																																				
<u>9</u>	<u>管理部長</u>																																																																				
<u>10</u>	<u>高速炉基盤技術開発部長</u>																																																																				
<u>11</u>	<u>高速実験炉部長</u>																																																																				
<u>12</u>	<u>燃料材料開発部長</u>																																																																				
<u>13</u>	<u>高温工学試験研究炉部長</u>																																																																				
<u>14</u>	<u>材料試験炉部長</u>																																																																				
<u>15</u>	<u>高速実験炉部次長</u>																																																																				
<u>16</u>	<u>燃料材料開発部次長（防災管理）</u>																																																																				
<u>17</u>	<u>材料試験炉部次長（防災管理）</u>																																																																				
<u>18</u>	<u>環境保全部次長</u>																																																																				
別表－4～別表－7 略	別表－4～別表－7 変更なし																																																																				

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

	読み替え前（平成30年1月22日以降適用）		読み替え後（平成30年4月1日以降適用）		理 由																												
	別表－8 <u>大洗研究開発センター</u> の緊急時応急対策等の活動で使用する施設 現地対策本部（緊急時対策所）：安全情報交流棟2階		別表－8 <u>大洗研究所</u> の緊急時応急対策等の活動で使用する施設 現地対策本部（緊急時対策所）：安全情報交流棟2階		組織名称変更																												
	<table><tr><td>項 目</td><td>仕 様</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町4 0 0 2 番地</td></tr><tr><td>広さ</td><td>約4 0 0 m²</td></tr><tr><td>耐震性・耐津波</td><td>耐震構造 標高 約3 8 m</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>非常用発電機</td></tr><tr><td>燃 料</td><td>備蓄燃料 約2 0 0 0 リットル（約7日分） その他 調達可能な小売店等から調達</td></tr><tr><td>通信設備</td><td>別表－5 参照</td></tr></table>	項 目	仕 様	所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町4 0 0 2 番地	広さ	約4 0 0 m ²	耐震性・耐津波	耐震構造 標高 約3 8 m	非常用電源	非常用発電機	燃 料	備蓄燃料 約2 0 0 0 リットル（約7日分） その他 調達可能な小売店等から調達	通信設備	別表－5 参照		<table><tr><td>項 目</td><td>仕 様</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>茨城県東茨城郡大洗町成田町4 0 0 2 番地</td></tr><tr><td>広さ</td><td>約4 0 0 m²</td></tr><tr><td>耐震性・耐津波</td><td>耐震構造 標高 約3 8 m</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>非常用発電機</td></tr><tr><td>燃 料</td><td>備蓄燃料 約2 0 0 0 リットル（約7日分） その他 調達可能な小売店等から調達</td></tr><tr><td>通信設備</td><td>別表－5 参照</td></tr></table>	項 目	仕 様	所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町4 0 0 2 番地	広さ	約4 0 0 m ²	耐震性・耐津波	耐震構造 標高 約3 8 m	非常用電源	非常用発電機	燃 料	備蓄燃料 約2 0 0 0 リットル（約7日分） その他 調達可能な小売店等から調達	通信設備	別表－5 参照		
	項 目	仕 様																															
	所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町4 0 0 2 番地																															
	広さ	約4 0 0 m ²																															
	耐震性・耐津波	耐震構造 標高 約3 8 m																															
	非常用電源	非常用発電機																															
燃 料	備蓄燃料 約2 0 0 0 リットル（約7日分） その他 調達可能な小売店等から調達																																
通信設備	別表－5 参照																																
項 目	仕 様																																
所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町4 0 0 2 番地																																
広さ	約4 0 0 m ²																																
耐震性・耐津波	耐震構造 標高 約3 8 m																																
非常用電源	非常用発電機																																
燃 料	備蓄燃料 約2 0 0 0 リットル（約7日分） その他 調達可能な小売店等から調達																																
通信設備	別表－5 参照																																
別表－9～別表－1 0 略																																	
別表－11 原子力事業所災害対策支援拠点の場所																																	
	1. 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所：安全管理棟		1. 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所：安全管理棟		組織名称変更																												
	<table><tr><td>項 目</td><td>仕 様</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>茨城県那珂郡東海村大字白方2 番地4</td></tr><tr><td><u>大洗研究開発センター</u>からの距離</td><td>約2 0 km</td></tr><tr><td>広さ、標高</td><td>約4 6 0 m²、標高 約2 5 m</td></tr><tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造3階建</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用発電機</td></tr></table>	項 目	仕 様	所 在 地		茨城県那珂郡東海村大字白方2 番地4	<u>大洗研究開発センター</u> からの距離	約2 0 km	広さ、標高	約4 6 0 m ² 、標高 約2 5 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造3階建	その他	非常用発電機		<table><tr><td>項 目</td><td>仕 様</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>茨城県那珂郡東海村大字白方2 番地4</td></tr><tr><td><u>大洗研究所</u>からの距離</td><td>約2 0 km</td></tr><tr><td>広さ、標高</td><td>約4 6 0 m²、標高 約2 5 m</td></tr><tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造3階建</td></tr><tr><td>その他</td><td>非常用発電機</td></tr></table>	項 目	仕 様	所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方2 番地4	<u>大洗研究所</u> からの距離	約2 0 km	広さ、標高	約4 6 0 m ² 、標高 約2 5 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造3階建	その他	非常用発電機					
	項 目	仕 様																															
	所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方2 番地4																															
	<u>大洗研究開発センター</u> からの距離	約2 0 km																															
	広さ、標高	約4 6 0 m ² 、標高 約2 5 m																															
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造3階建																																
その他	非常用発電機																																
項 目	仕 様																																
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方2 番地4																																
<u>大洗研究所</u> からの距離	約2 0 km																																
広さ、標高	約4 6 0 m ² 、標高 約2 5 m																																
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造3階建																																
その他	非常用発電機																																
2. 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所：防災管理棟																																	
	<table><tr><td>項 目</td><td>仕 様</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>茨城県那珂郡東海村4 番地3 3</td></tr><tr><td><u>大洗研究開発センター</u>からの距離</td><td>約2 0 km</td></tr><tr><td>広さ、標高</td><td>約4 0 0 m²、標高 約7 m</td></tr><tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造2階建</td></tr><tr><td>その他</td><td>ディーゼル発電機（自家発電設備）</td></tr></table>	項 目	仕 様	所 在 地	茨城県那珂郡東海村4 番地3 3	<u>大洗研究開発センター</u> からの距離	約2 0 km	広さ、標高	約4 0 0 m ² 、標高 約7 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造2階建	その他	ディーゼル発電機（自家発電設備）		<table><tr><td>項 目</td><td>仕 様</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>茨城県那珂郡東海村4 番地3 3</td></tr><tr><td><u>大洗研究所</u>からの距離</td><td>約2 0 km</td></tr><tr><td>広さ、標高</td><td>約4 0 0 m²、標高 約7 m</td></tr><tr><td>施設構成、概要</td><td>鉄筋コンクリート造2階建</td></tr><tr><td>その他</td><td>ディーゼル発電機（自家発電設備）</td></tr></table>	項 目	仕 様	所 在 地	茨城県那珂郡東海村4 番地3 3	<u>大洗研究所</u> からの距離	約2 0 km	広さ、標高	約4 0 0 m ² 、標高 約7 m	施設構成、概要	鉄筋コンクリート造2階建	その他	ディーゼル発電機（自家発電設備）		組織名称変更				
	項 目	仕 様																															
	所 在 地	茨城県那珂郡東海村4 番地3 3																															
	<u>大洗研究開発センター</u> からの距離	約2 0 km																															
	広さ、標高	約4 0 0 m ² 、標高 約7 m																															
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造2階建																																
その他	ディーゼル発電機（自家発電設備）																																
項 目	仕 様																																
所 在 地	茨城県那珂郡東海村4 番地3 3																																
<u>大洗研究所</u> からの距離	約2 0 km																																
広さ、標高	約4 0 0 m ² 、標高 約7 m																																
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造2階建																																
その他	ディーゼル発電機（自家発電設備）																																

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）								読み替え後（平成30年4月1日以降適用）								理 由
別表―12 原子力災害対策活動で使用する資料								別表―12 原子力災害対策活動で使用する資料								組織名称変更 組織名称変更
区 分	資 料 名	OFC	OFC (事業者 ベース)	ERC (事業者 ベース)	現地対 策本部	機構対 策本部	原子力事 業所災害 対策支援 拠点*3	区 分	資 料 名	OFC	OFC (事業者 ベース)	ERC (事業者 ベース)	現地対 策本部	機構対 策本部	原子力事 業所災害 対策支援 拠点*3	
1. 組織 及び体 制に関 する資 料	原子力事業者防災業務計画*1,*2	○	○	○	○	○	○	1. 組織 及び体 制に関 する資 料	原子力事業者防災業務計画*1,*2	○	○	○	○	○	○	
	原子炉施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	－		原子炉施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	－	
	核燃料物質使用施設等保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	－		核燃料物質使用施設等保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	－	
	廃棄物管理施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	－		廃棄物管理施設保安規定*1,*2	○	○	○	○	○	－	
	連絡体制表及び現地対策本部構成要員 リスト	－	○	－	○	－	－		連絡体制表及び現地対策本部構成要員 リスト	－	○	－	○	－	－	
2. 社会 環境に 関する 資料	<u>大洗研究開発センター</u> 周辺地図	－	○	－	○	－	○	2. 社会 環境に 関する 資料	<u>大洗研究所</u> 周辺地図	－	○	－	○	－	○	
	<u>大洗研究開発センター</u> 周辺人口関連資 料	－	○	－	○	－	○		<u>大洗研究所</u> 周辺人口関連資料	－	○	－	○	－	○	
3. 放射 能推定 に関す る資料	施設配置図*1,*2	○	○	○	○	○	○	3. 放射 能推定 に関す る資料	施設配置図*1,*2	○	○	○	○	○	○	
	気象観測関連資料*2	－	○	－	○	－	○		気象観測関連資料*2	－	○	－	○	－	○	
	周辺環境モニタリング関連資料*2	－	○	－	○	－	○		周辺環境モニタリング関連資料*2	－	○	－	○	－	○	
	原子炉施設設置（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	－		原子炉施設設置（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	－	
	核燃料物質使用（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	－		核燃料物質使用（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	－	
	廃棄物管理事業（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	－		廃棄物管理事業（変更）許可申請書*1,*2	○	○	○	○	○	－	
	プラント系統図*2	－	○	○	○	○	－		プラント系統図*2	－	○	○	○	○	－	
	原子炉安全保護系ロジック一覧表*2	－	○	○	○	○	－		原子炉安全保護系ロジック一覧表*2	－	○	○	○	○	－	
	プラントの放射線計測配置図*2	－	○	○	○	○	－		プラントの放射線計測配置図*2	－	○	○	○	○	－	
プラント主要設備の概要*2	－	○	○	○	○	－	プラント主要設備の概要*2	－	○	○	○	○	－			
4. 事業 所外運 搬に関 する資 料	全国道路地図	－	－	－	○	－	－	4. 事業 所外運 搬に関 する資 料	全国道路地図	－	－	－	○	－	－	
*1 原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に基づき、内閣総理大臣に提出する資料								*1 原災法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令第3条に基づき、内閣総理大臣に提出する資料								
*2 茨城県、大洗町及び鉾田市の災害対策本部に備え付けるために提出する資料								*2 茨城県、大洗町及び鉾田市の災害対策本部に備え付けるために提出する資料								
*3 原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所								*3 原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所								

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）				読み替え後（平成30年4月1日以降適用）				理 由
別表－13(1) <u>大洗研究開発センター</u> における原子力防災教育の内容				別表－13(1) <u>大洗研究所</u> における原子力防災教育の内容				組織名称変更
防災教育の内容	対象者	頻度	主な内容	防災教育の内容	対象者	頻度	主な内容	
原子力事業者防災業務計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力防災体制及び組織に関する知識 ・原子力防災組織の各班の業務 ・特定事象通報の基準及び第15条に係る発令、解除の基準等	原子力事業者防災業務計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	・原災法及び関係法令の概要 ・原子力防災体制及び組織に関する知識 ・原子力防災組織の各班の業務 ・特定事象通報の基準及び第15条に係る発令、解除の基準等	
地域防災計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	・茨城県、大洗町及び鉾田市に係る原子力災害対策計画の概要 ・県、市町村等の災害防災体制及び連携に係る知識	地域防災計画に関する知識	原子力防災要員等	新たに指名された場合、及び1回／年	・茨城県、大洗町及び鉾田市に係る原子力災害対策計画の概要 ・県、市町村等の災害防災体制及び連携に係る知識	
放射線防護に関する知識	原子力防災要員等*	新たに指名された場合、及び1回／年	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護の措置 ・応急手当の知識	放射線防護に関する知識	原子力防災要員等*	新たに指名された場合、及び1回／年	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護の措置 ・応急手当の知識	
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	原子力防災要員等*	新たに指名された場合及び機器の設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途と目的、測定方法 ・測定器の取り扱い	放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	原子力防災要員等*	新たに指名された場合及び機器の設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途と目的、測定方法 ・測定器の取り扱い	
*保安規定等に基づく教育訓練を実施している場合は省略することができる。				*保安規定等に基づく教育訓練を実施している場合は省略することができる。				
別表－13（2） 略				別表－13（2） 変更なし				

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）					読み替え後（平成30年4月1日以降適用）					理 由		
別表－14 原子力防災訓練の内容					別表－14 原子力防災訓練の内容					組織名称変更		
訓練項目		訓練内容	対象者	頻度	訓練項目		訓練内容	対象者	頻度			
総合訓練*1		本部の支援に基づき緊急時体制における現地対策本部の設置、原子力防災要員の招集等の総合訓練を行い、 <u>大洗研究開発センター</u> 内における情報伝達等が円滑に行われることを確認する。	原子力防災要員等	1回／年	総合訓練*1		本部の支援に基づき緊急時体制における現地対策本部の設置、原子力防災要員の招集等の総合訓練を行い、 <u>大洗研究所</u> 内における情報伝達等が円滑に行われることを確認する。	原子力防災要員等	1回／年			
個別訓練*2	通報訓練	連絡責任者を中心とした関係機関への通報訓練及び招集訓練	原子力防災要員等	1回／年	個別訓練*2	通報訓練	連絡責任者を中心とした関係機関への通報訓練及び招集訓練	原子力防災要員等	1回／年			
	避難訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等の避難誘導訓練	防護活動要員以外の者	1回／年		避難訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等の避難誘導訓練	防護活動要員以外の者	1回／年			
	緊急時環境モニタリング訓練	事業所内及び敷地境界付近についてモニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定訓練	環境監視グループ	1回／年			緊急時環境モニタリング訓練	事業所内及び敷地境界付近についてモニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定訓練	環境監視グループ		1回／年	
	救護訓練	負傷者等のサーベイ及び応急処置、除染、搬送訓練	厚生医療グループ及び現場対応班	1回／年				救護訓練	負傷者等のサーベイ及び応急処置、除染、搬送訓練		厚生医療グループ及び現場対応班	1回／年
* 1 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。					* 1 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく非常時訓練と兼ねることができる。							
* 2 総合訓練の中に、上記の個別訓練のほか、消火及び広報を適宜組み合わせて行うこととするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくともよいこととする。					* 2 総合訓練の中に、上記の個別訓練のほか、消火及び広報を適宜組み合わせて行うこととするが、個別訓練で実施すれば総合訓練に含めなくともよいこととする。							
別表－15 略					別表－15 変更なし							
別表－16 原子力緊急事態支援組織					別表－16 原子力緊急事態支援組織					組織名称変更		
1. 原子力緊急事態支援組織の概要					2. 原子力緊急事態支援組織の概要							
実施主体		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			実施主体		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構					
名 称		<u>楡葉遠隔技術開発センター</u> <u>モックアップ試験施設部</u>			名 称		楡葉遠隔技術開発センター					
所在地		福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-22			所在地		福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-22					
施設概要		楡葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等			施設概要		楡葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等					
要員数		7名（組織長、支援組織要員）			要員数		7名（組織長、支援組織要員）					
別表－16 2. ～5. 略					別表－16 2. ～5. 変更なし							

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）					読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）					理 由
別表－17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象					別表－17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象					組織名称変更
E A L 区 分	E A L 番 号	施 設 区 分	E A L 事象	説 明	E A L 区 分	E A L 番 号	施 設 区 分	E A L 事象	説 明	
その他脅威	—	共通	＜所外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉の運転中において、緊急時対策所から所外へ通信する手段のいずれかが、どれか 1 つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか 1 つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか 1 つの手段のみとなった場合をいう。	その他脅威	—	共通	＜所外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉の運転中において、緊急時対策所から所外へ通信する手段のいずれかが、どれか 1 つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか 1 つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか 1 つの手段のみとなった場合をいう。	
	—		①＜地震発生（震度 6 弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき。	①茨城県大洗町又は鉾田市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合をいう。		①＜地震発生（震度 6 弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき。		①茨城県大洗町又は鉾田市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合をいう。		
			②＜大津波警報発表時＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合	②茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合をいう。 <u>（大洗研究開発センター</u> 標高約 3 5 m～4 0 m）		②＜大津波警報発表時＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合		②茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合をいう。 <u>（大洗研究所</u> 標高約 3 5 m～4 0 m）		
			③＜オンサイト統括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。	③同左		③＜オンサイト統括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。		③同左		
冷やす	—	常陽	④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	④同左 上記①から④の事象については、原子力事業者からの連絡は不要とする。	冷やす	—	常陽	④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	④同左 上記①から④の事象については、原子力事業者からの連絡は不要とする。	
	—		＜電源供給機能の異常（その 1：交流電源喪失）＞ 原子炉の運転中に非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	原子炉の運転中において、外部電源が喪失し、2 系統（C 系、D 系）ある非常用ディーゼル発電機による電源のうち、1 系統を残して 15 分以上機能を喪失した場合又は外部電源喪失が 3 時間以上継続した場合 「原子炉の運転中」とは、「原子炉冷却材温度が 260℃以上で、炉心に照射された燃料が装荷されている状態」をいう（以下、この表の常陽において同じ。）。		—		＜使用済燃料貯蔵槽に関する異常＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 6 メートルまで低下し、2 日以内に回復できない場合 「使用済燃料貯蔵槽」とは、原子炉附属建物内水冷却池をいう。また、「液位」とは水の液位をいう。	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成 30 年 1 月 22 日以降適用）						読み替え後（平成 30 年 4 月 1 日以降適用）						理 由
閉じ込める	—		＜障壁の喪失＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉の運転中において、以下のいずれか一つの障壁が喪失した場合。 ①燃料被覆管障壁が喪失したとき。 ・燃料破損検出系の計数率が保安規定に定める運転上の制限を超過 ②原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 ・保安規定に定める炉内ナトリウム液面低低以下及び保安規定に定めるナトリウム漏えい（原子炉冷却材ナトリウム）を確認	閉じ込める	—		＜障壁の喪失＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉の運転中において、以下のいずれか一つの障壁が喪失した場合。 ①燃料被覆管障壁が喪失したとき。 ・燃料破損検出系の計数率が保安規定に定める運転上の制限を超過 ②原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 ・保安規定に定める炉内ナトリウム液面低低以下及び保安規定に定めるナトリウム漏えい（原子炉冷却材ナトリウム）を確認			
	—		＜原子炉制御室等に関する異常＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の運転中において、放射線レベルの上昇等により、運転員が原子炉制御室の操作盤及び原子炉制御室外操作盤での操作が容易にできなくなった場合 具体的には、運転員の防護具（半面マスク等）の装着の要否で判断する。 「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。		—		＜原子炉制御室等に関する異常＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の運転中において、放射線レベルの上昇等により、運転員が原子炉制御室の操作盤及び原子炉制御室外操作盤での操作が容易にできなくなった場合 具体的には、運転員の防護具（半面マスク等）の装着の要否で判断する。 「原子炉制御室」とは、中央制御室のことをいう。			
	—		＜所内通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉の運転中に原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、常陽施設から緊急時対策所へ通信する手段がどれか1つの手段のみとなった場合 「原子炉施設に何らかの異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。 「どれか1つの手段のみとなった場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。		—		＜所内通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉の運転中に原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、常陽施設から緊急時対策所へ通信する手段がどれか1つの手段のみとなった場合 「原子炉施設に何らかの異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。 「どれか1つの手段のみとなった場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。			
その他脅威	—		＜火災又は溢水の発生＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	重要区域（安全上重要な構築物、系統又は機器※（以下「安全機器等」という。）を設置する区域をいう。）において、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなった場合 ただし、原子炉停止後 60 日以上経過後を除く。 「火災」とは、常陽施設内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、常陽に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。 ※ 設置変更許可申請書において、安全機器等の詳細が許可された場合に改めて選定する。	その他脅威	—		＜火災又は溢水の発生＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	重要区域（安全上重要な構築物、系統又は機器※（以下「安全機器等」という。）を設置する区域をいう。）において、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなった場合 ただし、原子炉停止後 60 日以上経過後を除く。 「火災」とは、常陽施設内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 「溢水」とは、常陽に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。 ※ 設置変更許可申請書において、安全機器等の詳細が許可された場合に改めて選定する。			
	冷やす	—	H T T R	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。		・「使用済燃料貯蔵槽」とは、原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールをいう。 ・「水位を維持できない」とは、使用済燃料の貯蔵中において、原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールの水位が通常水位 -1.0m を計測した場合をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面若しくは水面の位置が確認できない場合をいう。	—	H T T R	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。			・「使用済燃料貯蔵槽」とは、原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールをいう。 ・「水位を維持できない」とは、使用済燃料の貯蔵中において、原子炉建家内使用済燃料貯蔵プールの水位が通常水位 -1.0m を計測した場合をいう。 ・「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面若しくは水面の位置が確認できない場合をいう。
閉じ込める	—			＜単一障壁の喪失＞ 燃料被覆管障壁が喪失すること又は原子炉冷却系障壁が喪失すること。	・「燃料被覆管障壁が喪失」とは、原子炉運転中に1次冷却材放射能計装により、被覆燃料粒子の被覆層破損率 1%に相当する 0.07MBq/cm³を検出した場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁が喪失」とは、原子炉運転中に「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報により工学的安全施設である原子炉格納容器が隔離された場合をいう。	閉じ込める	—			＜単一障壁の喪失＞ 燃料被覆管障壁が喪失すること又は原子炉冷却系障壁が喪失すること。	・「燃料被覆管障壁が喪失」とは、原子炉運転中に1次冷却材放射能計装により、被覆燃料粒子の被覆層破損率 1%に相当する 0.07MBq/cm³を検出した場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁が喪失」とは、原子炉運転中に「C/V 圧力高 C/V 隔離」警報により工学的安全施設である原子炉格納容器が隔離された場合をいう。	

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）						読み替え後（平成30年4月1日以降適用）						理 由
					・「原子炉運転中」とは、制御棒の引抜きを開始した時点から全制御棒の挿入を完了するまでをいう。ただし、制御棒位置校正試験、制御棒動作確認試験、燃料交換等において制御棒を引き抜く場合等は除く。（以下、この表の HTTR において同じ。）。					・「原子炉運転中」とは、制御棒の引抜きを開始した時点から全制御棒の挿入を完了するまでをいう。ただし、制御棒位置校正試験、制御棒動作確認試験、燃料交換等において制御棒を引き抜く場合等は除く。（以下、この表の HTTR において同じ。）。		
		—		＜所内通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉運転中において、「HTTR から緊急時対策所へ通信する手段」がどれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。				＜所内通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉運転中において、「HTTR から緊急時対策所へ通信する手段」がどれか1つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。		
	その他脅威	—		＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所をいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器※をいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が 1 系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、HTTR 内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、HTTR に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。				＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所をいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器※をいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が 1 系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、HTTR 内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、HTTR に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。		
		—			※ 設置変更許可申請書において、安全機器等の詳細が許可された場合に改めて選定する。					※ 設置変更許可申請書において、安全機器等の詳細が許可された場合に改めて選定する。		
	冷やす	—	J M T R	＜原子炉冷却材の漏えい＞ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に一次冷却系配管破損検出系が作動した場合において、運転手引に定められた一次冷却系配管破損検出系が作動した場合の措置のうち一次冷却系統の停止ができない場合 ・「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう（以下、この表の JMTR において同じ。）。	冷やす		J M T R	＜原子炉冷却材の漏えい＞ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に一次冷却系配管破損検出系が作動した場合において、運転手引に定められた一次冷却系配管破損検出系が作動した場合の措置のうち一次冷却系統の停止ができない場合 ・「原子炉運転中」とは、「保安規定に定める「運転開始命令」が出された後から、保安規定に定める「運転停止後の措置」が確認されるまでの間」をいう（以下、この表の JMTR において同じ。）。		
		—		＜全交流電源喪失＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。	原子炉運転中、全ての交流母線からの電気の供給が停止した場合 ・全交流電源喪失が発生しても燃料要素が破損することはないが、時間経過により監視装置のバッテリーが使用不能となり、監視機能が喪失する可能性があるため AL とする。				＜全交流電源喪失＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。	原子炉運転中、全ての交流母線からの電気の供給が停止した場合 ・全交流電源喪失が発生しても燃料要素が破損することはないが、時間経過により監視装置のバッテリーが使用不能となり、監視機能が喪失する可能性があるため AL とする。		
		—		＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞ 原子炉停止中に当該圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉停止中に、炉心に燃料要素が装荷された状態で、炉心液面が $\sim$ 700mm に達した場合 ・「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。				＜停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞ 原子炉停止中に当該圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉停止中に、炉心に燃料要素が装荷された状態で、炉心液面が $\sim$ 700mm に達した場合 ・「原子炉の停止中」とは、「原子炉の運転中以外の状態」をいう。		
		—		＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵施設の水位が一定の水位まで低下すること。	基準水位から $\sim$ 500mm に達した場合。ただし、点検等により水位を $\sim$ 500mm 以下にする期間を除く。				＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵施設の水位が一定の水位まで低下すること。	基準水位から $\sim$ 500mm に達した場合。ただし、点検等により水位を $\sim$ 500mm 以下にする期間を除く。		
	閉じ込める	—		＜単一障壁の喪失＞ 燃料被覆障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること又は燃料被覆障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉運転中に、以下の障壁が喪失した場合（いずれかが該当した場合） ①燃料被覆障壁が喪失 ・「燃料破損」信号が発報した場合 ②原子炉冷却系障壁が喪失 ・「原子炉入口圧力低低」信号が発報した場合	閉じ込める			＜単一障壁の喪失＞ 燃料被覆障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること又は燃料被覆障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	原子炉運転中に、以下の障壁が喪失した場合（いずれかが該当した場合） ①燃料被覆障壁が喪失 ・「燃料破損」信号が発報した場合 ②原子炉冷却系障壁が喪失 ・「原子炉入口圧力低低」信号が発報した場合		
		—										

「大洗研究所原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成30年1月22日以降適用）					読み替え後（平成30年4月1日以降適用）					理 由
その他脅威	—		＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉運転中に、放射線レベルの上昇等により、運転員が原子炉制御室の操作が容易にできなくなった場合	その他脅威	—		＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉運転中に、放射線レベルの上昇等により、運転員が原子炉制御室の操作が容易にできなくなった場合	
	—		＜所内通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉の運転中において、「JMTR から緊急時対策所へ通信する手段が、どれか1つの手段のみとなった場合」 ・「どれか1つの手段のみとなった場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。		—		＜所内通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉の運転中において、「JMTR から緊急時対策所へ通信する手段が、どれか1つの手段のみとなった場合」 ・「どれか1つの手段のみとなった場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか1つの手段のみとなった場合をいう。	
	—		＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能が喪失するおそれがあること。	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合 ・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所をいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器※をいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、JMTR 内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、JMTR に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。		—		＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能が喪失するおそれがあること。	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合 ・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所をいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器※をいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、JMTR 内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、JMTR に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水及び蒸気を含む。）。	
※ 廃止措置計画認可申請書において、安全機器等の詳細が認可された場合に改めて選定する。					※ 廃止措置計画認可申請書において、安全機器等の詳細が認可された場合に改めて選定する。					
別表—18～別表—19 略										
様式1～様式9－2 略										

別表—18～別表—19 変更なし										
様式1～様式9－2 変更なし										